

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2711号から第2832号まで)

令和4年3月25日

令和4年3月25日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

別表2の「諮問に係る文書番号」欄記載の文書番号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「旭区白根特定番地地先の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して請求された別紙1の記載内容に該当する行政文書」の各非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表1の「開示請求書記載の行政文書」の各開示請求を権利の濫用に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表1の「開示請求書記載の行政文書」（以下「本件審査請求文書」という。）の各開示請求（総称して、以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が別表1の「決定通知日」欄に記載の決定通知日付で行った非開示決定（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件開示請求については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第5条第2項に規定する権利の濫用に該当するため、同条第3項の規定に基づき非開示としたものであり、その理由は、次のように整理、要約される。

- (1) 審査請求人は、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地A」という。）地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、平成22年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下「開示請求等」という。）を行っている。
- (2) 本件開示請求も、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する開示請求であり、これまでの一連の開示請求等の延長上にある開示請求である。
 - ア 一連の開示請求等（平成29年度以降、平成30年11月16日まで）の概要
 - (ア) 実施機関あてに、少なくとも1,221件の土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する文書の開示請求等を行っており、実施機関は、開示請求等に対する対応に合計2,315時間以上を費やしている。
 - (イ) 平成29年9月以降、審査請求人は、実施機関のうち、旭区役所内の部署以外に対しては開示の実施に全く応じておらず、郵送で写しの交付を行った11件を除き、開示の実施を行うことができていない。
 - (ウ) 実施機関が開示請求等に係る開示決定等（以下「開示決定等」という。）を

したものについて、開示の実施の有無にかかわらず、審査請求人は、少なくとも668件の審査請求を行っている。

(エ) 審査請求に対する対応に、実施機関は合計3,766時間以上を費やしている。

(オ) 権利の濫用に当たると判断して実施機関が請求を拒否した開示請求は、49件あった。審査請求人は、そのうち35件について、審査請求も行っている。

イ 一連の開示請求等における不適切な事例

(ア) 実施機関が開示の実施を行ったが、審査請求人は、文書にほとんど目を通さず、数時間にわたって自説を主張する。(平成29年度)

(イ) 実施機関が開示の実施を行ったが、審査請求人は、実施の最中に大声を出す、暴言や威圧的な行為を行う、などの不適切な行為を行う。(平成29年度)

(ウ) 審査請求人から郵送による写しの交付の希望があったため、実施機関は、郵送料を含めた納付書を送付したが納付がなされない。(平成29年度、平成30年度)

(エ) 審査請求人は、自身の主張を一方的に展開し、実施機関が従わなければ新たな開示請求書の提出をほのめかす発言を行う。(平成29年度)

(オ) 審査請求人は、ほとんどのケースで開示の実施日に変更の連絡もなく来庁しないため、実施機関は開示の実施場所で30分から2時間程度待機をしている。(平成29年度、平成30年度)

(カ) 審査請求人は、過去に請求した行政文書と同一の行政文書が特定されることが明らかであるにも関わらず、繰り返し開示請求等を行い、明らかに同一の行政文書が特定される開示請求が47回に及ぶケースがあった。(平成29年度、平成30年度)

(キ) 審査請求人は、開示決定等の期限が到来する前や、開示予定日よりも前に同一の行政文書を対象とする新たな開示請求等を行う。(平成29年度、平成30年度)

(ク) 実施機関が補正を求めても審査請求人が応じないため、文書不特定による非開示決定を行ったが、審査請求人は、同様の開示請求等を繰り返す。(平成29年度、平成30年度)

(ケ) 審査請求人は、審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず新たな開示請求等を行う。(平成29年度、平成30年度)

(3) 条例第5条第2項該当性について

土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する一連の開示請求等を総合的に評価した場合、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引」（以下「手引」という。）に記載している開示請求権の濫用の審査基準である下記の類型に該当する。

ア 請求者の言動、請求の内容、方法等から、開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。

実施機関の業務遂行を停滞させることを開示請求の目的とすることが明らかに認められる。（上記(2)ア(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)

イ 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。

開示決定を受けたにもかかわらず正当な理由なく閲覧等せずに、繰り返し同様の文書を開示請求する。（上記(2)ア(イ)(ウ)

ウ 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。

「行政文書をほとんど閲覧せずに立会いの職員に対して長時間にわたり自説を主張する」、「開示日程を一方的にキャンセルする」などの不適正な行為が同一人から同一の実施機関に対して繰り返し行われている。（上記(2)イ(ア)(イ)(エ)(オ)

エ 開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求又は文書が特定できない請求を繰り返すとき。

(ア) 同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず、社会通念上考えられない間隔・頻度で開示請求を繰り返す。（上記(2)ア(ア)イ(カ)

(イ) 開示決定等の期限が到来する前若しくは開示の実施前に新たな開示請求を行っている。（上記(2)イ(キ)

(ウ) 審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず、新たに開示請求を行っている。（上記(2)イ(ケ)

(エ) 補正を求めたがこれに応じないため、文書不特定による非開示決定を行ったにもかかわらず同様の請求を繰り返している。（上記(2)イ(ク)

以上より、実施機関においては、審査請求人からの本件開示請求を含む一連の開示請求等に対応するため、多大な労力を要しており、その結果、実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしている。

また、審査請求人の一連の行為が実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい

支障をきたしていることを審査請求人は当然に認識していると考えられることから、本件開示請求を含む一連の行為は、害意に基づくものと認められる。

したがって、本件開示請求は、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当すると判断し、同条第3項に基づき非開示とした。

4 審査請求人の本件各処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件各処分に対する意見は、土地A地先の土地の権利侵害に係る主張のほか次のように要約される。

- (1) 本件各処分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 本件請求に係る行政文書を特定した上で、開示されるよう求める。
- (3) 処分庁は請求した文書を開示せず、文書の改ざんと偽造を繰り返している。
- (4) 審査請求人の請求行為は正当なものである。
- (5) 請求数の多寡を理由に行った本件各処分は、条例、規定に違反し違法である。

5 審査会の判断

(1) 本件各処分に至る経緯

ア 実施機関は、平成4年に、土地A地先に係る土地について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、平成13年に、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。

また、土地Aに関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。しかし、このような状況のもとで審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等に誤りがある、境界標が自分の所有地を侵しているなどと市に対して主張し続けている。

イ 以上のことに伴い、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は、平成22年度頃から現在に至るまで際限なく繰り返し開示請求等を行い、平成28年度頃からはさら

に開示決定等について、全てを開示する開示決定に対してもその取消しを求めるなど、現在に至るまで同様に繰り返し審査請求を行っている。

(2) 本件開示請求について

審査請求人は、開示請求に係る行政文書として別表1の「開示請求書記載の行政文書」欄のとおり記載して本件開示請求を行った。

実施機関は、本件審査請求文書は土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書であると判断し、本件開示請求はこれまでの一連の開示請求等の延長上にある開示請求であって、条例第5条第2項に規定する権利の濫用に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第5条第2項該当性について

ア 条例第5条第2項では、「何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。」と規定し、同条第3項では「実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 権利の濫用とは、「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」をいう（法令用語研究会編「法律用語辞典（第5版）」（有斐閣））。

横浜市の情報公開制度の目的は、情報を公開することにより「市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の運営に資すること」（条例第1条）であり、市政に関する情報が広く公開され、それをもとに市政に対する適正な意見が形成され、公正で市民の意見が反映された行政が実現されることが期待されている。したがって、開示請求者は、このような条例の目的に即した適正な請求を行うべきことが要請されているのであり、制度本来の趣旨を著しく逸脱した請求は、権利の濫用に該当することとなる。

具体的には、開示請求者の言動、開示請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用に該当すると解される。

ウ 実施機関の手引によれば、実施機関は、特定の開示請求が「開示請求権の濫用」

に該当するかどうかについては、具体的な事例を類型化して、次の四つを判断の基準として運用している。

- (ア) 請求者の言動、請求の内容、方法等から開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。
- (イ) 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。
- (ウ) 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。
- (エ) 開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求又は文書が特定できない請求を繰り返すとき。

エ 本件開示請求について、実施機関は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する開示請求であって、これまでの一連の開示請求等の延長上にある開示請求であるとし、さらに、一連の開示請求等の多くが上記ウ(ア)から(エ)までの基準を満たしているとした上で、一連の開示請求等を総合的に評価して開示請求権の濫用禁止規定に該当するとして本件各処分を行っている。

オ 実施機関が主張する審査請求人の一連の開示請求等（以下「一連の開示請求等」という。）の状況につき、当審査会は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2351号から第2680号まで及び第2681号から第2687号までにおいて、次のような事実を認定した。

- (ア) 審査請求人は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書又は保有個人情報について、平成29年度以降、平成30年11月16日までの間に、実施機関の1区5局に対し、1,200件以上の開示請求等を行っている。実施機関の資料によれば、審査請求人からの1通の開示請求書又は個人情報本人開示請求書に対応するのに、少なくとも1時間、ほとんどの場合は2時間以上を要しており、1通で複数の行政文書を請求している案件や補正の手續に時間を要した案件については合計30時間、40時間を要している場合も認められる。そして、1,200件以上の行政文書及び保有個人情報の開示請求等の対応に要した時間は、合計2,300時間余りとなっており、職員一人が1日の勤務時間全てを費やしたとしても1年を超えるほどの極めて多大な労力を要したことが認められる。
- (イ) 審査請求人は、開示の実施に応じた場合でも、数時間にわたり自説を主張するばかりで文書にほとんど目を通さない、実施の最中に大声を出す、暴言や威圧的な行為を行うなどの不適切な行為を行っている。そして、平成29年9月以降、審査請求人は、実施機関のうち旭区役所内の部署以外に対しては、閲覧による開示

の実施に全く応じなくなつた。開示の実施に応じなかつたものは400件を超えていた。

- (ウ) 審査請求人は、多くの場合過去に請求した行政文書と同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず繰り返し開示請求等を行っており、明らかに同一の行政文書が特定される開示請求が47回に及ぶ場合があつた。また、審査請求人は、開示決定等の期限が到来する前や、開示予定日よりも前に同一の行政文書に対し新たな開示請求等を行ったり、審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず同一の行政文書に対し新たな開示請求等を行っている。

カ 上記認定した事実から、当審査会は、次のように判断した。

実施機関においては、一連の開示請求等に対応するために上記オ(ア)のような多大な時間と労力を要しており、その結果、実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていると認められる。

また、一連の開示請求等においては、「開示の実施等において不適正な行為が繰り返され」（上記オ(イ)）、審査請求人は、「開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求」を繰り返し行っている（上記オ(ウ)）。

上記オ(ア)、(イ)及び(ウ)のような審査請求人の一連の言動、請求の内容、方法等の客観的事実を踏まえると、審査請求人には「開示を受ける意思のないこと」が認められ、「開示請求の目的が文書開示以外にある」ことは明らかであり、これら審査請求人の一連の行為が実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていることを審査請求人は当然に認識していると考えられることから、一連の開示請求等に係る一連の行為は害意に基づくものと評価することができる。

キ 以上を踏まえ、本件開示請求の条例第5条第2項該当性について判断する。

本件開示請求は、別表1の「開示請求書記載の行政文書」欄の記載内容及び各請求に係る日付から、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象としてなされたものであって、一連の開示請求等の一部及びその延長でなされた開示請求であることが認められ、本件開示請求と一連の開示請求等は、一体のものとして評価することができる。

そうすると、本件開示請求についても、一連の開示請求等と同様に、害意に基づき実施機関の事務の適正な遂行に著しい支障をきたすものと評価することができる。

したがって、本件開示請求は、権利の濫用に当たり、条例第5条第2項に該当する。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件開示請求を条例第5条第2項に規定する権利の濫用に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(制度運用調査部会)

委員 藤原静雄、委員 金子正史、委員 松村雅生

別表 1

請求 No.	答申 番号	開示請求書記載の行政文書	決定通知日	決定内容	適用条項	諮問日	所管課
1	2711	<p>審査庁殿 請求先不承知につき該当部署にて、道路審議票旭 89 の原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p> <p>審査庁殿 請求先不承知につき該当部署にて、道路審議票旭 90 の原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p> <p>審査庁殿 請求先不承知につき該当部署にて、道路審議票旭 91 の原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p> <p>審査庁殿 請求先不承知につき該当部署にて、道路審議票旭 92 の原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p> <p>審査庁殿 請求先不承知につき該当部署にて、道路審議票旭 93 の原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p> <p>審査庁殿 請求先不承知につき該当部署にて、道路審議票旭 94 の原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p>	H31. 1. 31	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	H31. 3. 6	建築局 建築指導課
2	2712	<p>建建指第 1823 号平成 30 年 12 月 27 日付. 別紙 2.1(1)「請求人は・・・旭区白根特定丁目の自宅に隣接する道路に関する請求であり、一連の開示請求の延長上にある同様の請求である。」について、「旭区白根特定丁目の自宅に隣接する道路の位置範囲を明示した文書と内訳書及び納付書同封の上、写しの郵送を希望する。</p> <p>建建指第 1823 号平成 30 年 12 月 27 日付. 別紙 2.1(2)「すべての請求に対し・・・しかし、請求人からの回答は一度もなく・・・」について、「言われる事象に対し、理由を付し処分庁に請求人が返書したすべての文書」の内訳書及び納付書を同封の上、写しの郵送を希望する。</p>	H31. 2. 12	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	H31. 3. 18	建築局 建築指導課
3	2713	<p>道道調第 1305 号平成 4 年に旭区白根特定丁目特定地番 A の土地 (以下「土地 A」という。) 地先を建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定した。』とある。①旭区白根特定丁</p>	H31. 2. 18	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	H31. 3. 25	道路局 道路調査課

		目特定地番A地先の判定地及び②同、判定地に旭区白根特定丁目特定地番A地が接する部位の写しを求める。③同、昭和25年11月23日から旭区白根特定丁目特定地番Aの土地は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する2項道路となっている。と明示された文書写しの交付。同関連 途中2項道路でなかった時もあるとは④いつからいつまでの期間か。⑤同地番場所。⑥同範囲はどこかを明示した写しを求める。⑦同、昭和40年6月5日から旭区白根特定丁目特定地番A土地南側は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する2項道路と道路法道路の共用道路となっている。の地番、範囲等の写しを郵送により求める。					
4	2714	道道調1305号平成31年1月29日付、別紙2(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)と付し(平成29年度、平成30年度)の上記各項に対し記載されている部署から獲得し記載したであろう文書の原義の写しを内訳書及び納付書同封の上、郵送を希望する。	H31.2.13	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	H31.3.25	道路局 道路調査課
5	2715	地籍調査課 ①昭和43年度の国土調査(平板)にて確定した旭区白根特定丁目地番特定地番Aの座標値・方向角等、基準点の測量成果が記録されている「成果簿(三角点・多角点・節点)」写し交付。②昭和43年度の国土調査(平板)にて確定した同上地番特定地番Aの、点名・所在地・選点年月日・付近の略図等、基準点の記録を収めた「点の記(三角点・多角点)」写しの交付。③昭和43年度の国土調査(平板)にて確定した同上地番特定地番Aの多角点平均図 基準点の配置を記録した「三角点平均図」の写しの交付。④旭区白根特定丁目地番特定地番A地一筆の土地の地番・地目・面積・所有者など地籍調査による調査結果を記載した地籍簿の写しの交付。②③④①項について郵送による開示を希望。内訳書及び納付書兼領収書を同封願います。	H31.3.15	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	H31.4.12	環境創造局 地籍調査課
6	2716	(1) 横浜市では、市民から建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建	H31.3.18	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	H31.4.19	建築局 情報相談課

	<p>建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部建築情報課（当時。現在の建築局建築指導部情報相談課。以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い写真を撮影する建築情報課は、平成 20 年 10 月 10 日に旭区旭土木事務所から旭区白根特定番地について相談を受け、平成 20 年 10 月 21 日に本件現地調査を行った際、写真を撮影した。－その後それらの調査結果を基に、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうか確認している（原文のまま）に対する開示請求について一度も開示されないが、①平成 20 年 10 月 21 日に本件現地調査を行った際に撮影した写真の開示。②同、平成 20 年 10 月 21 日に本件現地調査を行った際の調査書写しの交付。①②項について郵送を希望。内訳書及び納付書兼領収書を同封願います。</p> <p>(2)</p> <p>建築情報課は、現地調査の際に撮影した写真の記録は、紙面に印刷したものを行政文書として保存している（原文のまま）①保存していると謳われている本件に関する行政文書の開示。</p> <p>横情審会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第 1365 号（平成 28 年 12 月 7 日）における「平成 20 年 10 月 10 日に旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書」の・・・（原文のまま）。②相談内容や調査結果を記した文書の開示。③写真については平成 20 年 10 月 22 日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした（原文のまま）。平成 20 年 10 月 21 日に撮影し写真を紙面に印刷後、写真は消去したとあるが、相談票と共に引き継いだ写真の開示。④写真を紙面に印刷したと言う印刷した紙面の開示。郵送希望。納付書兼領収書を同封願います。</p> <p>(3)</p> <p>情報相談課 ①A 審査課係長（当時）が違反対策課 B 課長から転送され</p>					
--	---	--	--	--	--	--

		<p>た隣家C某女の陳情電話を受け対応した際の文書」。②A審査課係長が審査課D職員へ調査を指示した文書」。③D職員が同18年9月12日に現地を調査し『違反は無いです。』とA4版の調査報告書へ本件審査請求人が署名を求められ記載した文書」。④A審査課係長が陳情者C某女に回答した文書」等は、①、②、③、④項を揃えて開示すると保管した。其の後は①項文書を所在不明にし、「安全課の組織替え時に発見された」と①項のみ黒塗した上で開示があったが、審査会で黒塗を解除した上で開示するよう指摘があり、請求人は平成28年6月に黒塗なく閲覧した時と、同様の文書の開示を求める。①②③④項については内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示を希望します。</p>					
7	2717	<p>(1) 処分庁が①「道路審議票旭91」と表題にした際に、(財)道路管理センターから取り寄せた文書の開示。及び「道路審議票白根N〇91」、「道路審議票白根特定丁目91」、「平成4年度建築道路課が保有する白根特定丁目91」、「建築局建築道路課が保有する道路審議票白根特定丁目91(平成4年度)」などなどを作成すると共に事象を次々と捏造し偽造作成した文書に対し、下記の通り (1)「道路審議票白根〇丁目91」文書の「1.判定欄に道路と記載されている紙文書の裏面の開示。(2)「2.同書資料チェックリスト文書の開示。」 (3)「3.同添付されている全資料の開示。」 (2) 『本来は検査係りが確認した上で是正勧告等の指導をすることになっている』と、A4用紙に記載された掌理事項をE建築審査課長(現建築指導部長)から頂いている。 処分庁は請求人数地を平成20年10月21日に調査し、写真も写し調査書を作成し、「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を送付したと違反場所等全部未開示であるが、①平成20年10月21日の調査書と写真</p>	H31.3.12	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	H31.4.19	建築局 建築指導課

		<p>の開示。②財)道路管理センターから平成20年10月10日に取り寄せ確認したという図面5-9:3-5の開示。③同平成21年3月24日の調査書と写真の開示。④調査をしていないと「取り消し」謝罪した根拠の開示。請求文書の内訳書と納付書を同封の上、郵送による開示を願います。</p> <p>(3)</p> <p>横浜市長 ①旭区白根特定丁目特定地番Aの土地に対する陳情電話を平成18年8月23日にA審査課係長(現情報相談課長)が受け作成した文書。②平成18年9月12日に調査をD職員に指示した文書。③同日「違反はないです」と、請求人の署名入りの報告をD職員から受けた調査結果報告書。④同日、陳情者某に回答した文書。</p> <p>⑤平成20年12月9日及び同12月15日「道路でも建築基準法2項道路でもない。」と現況確認し、正月明けに書面を書く約束したが反故にした建築道路課、審査課、情報相談課の失態に対し、F違反对策課長仲介の謝罪の席で、道路課、審査課、違反对策課、情報相談課の4課が請求人に対し謝罪した文書。番号付定文書の郵送による開示。</p>					
8	2718	<p>建築情報課請求先、道路審議票旭92の原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p>	H31.3.15	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	H31.4.19	建築局 建築指導課
9	2719	<p>建築情報課 1. 道路審議票旭89の原議写しの開示。2. 道路審議票旭90の原議写しの開示。3. 道路審議票旭91の原議写しの開示。4. 道路審議票旭92の原議写しの開示。5. 道路審議票旭93の原議写しの開示。6. 道路審議票旭94の原議写しの開示。(④頃については開示非開示の通知がなく督促と再通知。)</p> <p>1.2.3.4.5.6項について内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p>	H31.3.22	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	H31.4.19	建築局 建築指導課
10	2720	<p>平成31年3月15日建建指第2309号別紙2(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)と付し(平成29年度、平成30年度)の各事項に対し記載されている部署から獲得した文書の原議の写しを内訳書納付書同封の上、</p>	H31.4.5	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	H31.4.19	建築局 建築指導課

		郵送を希望する					
11	2721	<p>(1) 道路局から K5 杭が記載された公図の返書があったにも関わらず、K5 杭がわからないとの不可解な補正通知に対し、K5 杭等の写真を写し『写真の通りである。』と請求した。道道調 1165 号には『杭の位置を示した図面が確認されました。』と記載されているにも関わらず、「これらの図面には、隣接する土地と道路との境界標や境界線が示されています。しかしながら、補正書の図面に記された K5 杭の位置に境界標は存在しませんでした。」とは呆れているが、既に K5 境界線境界標杭を写真撮影し、道路局調査課に送付してある。したがって速やかに①K5 杭の設置理由の開示。②公図上の K5 新杭の位置を明示した文書の原議写しの開示。31. 1. 17 の再請求と督促。なお、①②項については内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示を希望する。</p> <p>(2) 道道調第 1377 号平成 31 年 2 月 18 日付。別紙 2(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)中の旭区総務課から(平成 29 年度、平成 30 年度)(オ)(カ)(ク)(ケ)の各項について獲得した文書写しの交付 道道調第 1377 号平成 31 年 2 月 18 日付。別紙 2(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)中の旭区税務課から(平成 29 年度、平成 30 年度)(エ)(オ)(カ)(ク)(ケ)の各項について獲得した文書写しの交付 道道調第 1377 号平成 31 年 2 月 18 日付。別紙 2(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)中の旭区旭土木事務所から(平成 29 年度、平成 30 年度)(オ)(カ)(キ)(ケ)の各項について獲得した文書写しの交付</p> <p>(3) 道道調第 1377 号平成 31 年 2 月 18 日付。別紙 2(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)中の建築局建築指導課から(平成 29 年度、平成 30 年度)(オ)(カ)(キ)(ケ)の各項について獲得した文書写しの交付</p>	H31. 3. 22	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	H31. 4. 22	道路局 道路調査課

		<p>道道調第 1377 号平成 31 年 2 月 18 日付. 別紙 2(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ) 中の道路局路政課から (平成 29 年度、平成 30 年度) (オ) (カ) (キ) (ク) の各項について獲得した文書写しの交付</p> <p>道道調第 1377 号平成 31 年 2 月 18 日付別紙 2(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ) 中の道路局総務課から (平成 29 年度、平成 30 年度) (オ) (カ) (ク) の各項について獲得した文書写しの交付</p> <p>(4)</p> <p>道道調第 1377 号平成 31 年 2 月 18 日付. 別紙 2(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ) 中の市民局市民情報課から (平成 29 年度、平成 30 年度) (ア) (イ) (ウ) (オ) (カ) (ク) (ケ) の各項について獲得した文書写しの交付</p> <p>道道調第 1377 号平成 31 年 2 月 18 日付. 別紙 2(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ) 中の環境創造局地籍調査課から (平成 29 年度、平成 30 年度) (ウ) (オ) (カ) (ク) の各項について獲得した文書写しの交付</p> <p>建道道調第 1377 号平成 31 年 2 月 18 日付別紙 2(平成 29 年度、平成 30 年度) (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) 中の環境創造局地籍調査課から (平成 29 年度、平成 30 年度) (オ) (カ) (キ) (ク) (コ) の各項について獲得した文書写しの交付</p>					
12	2722	<p>(1)</p> <p>道路局長 道路第 742 号他関連・②横浜市特定県営住宅敷地現形図文書を請求されている。それを開示せずに、同一の行政文書が特定されていることが明らかであるにもかかわらず、「特定されている」との文書の開示。</p> <p>(2)</p> <p>道路局長 道路第 742 号他関連・指定の開示実施日に連絡なく、とは 9 月 4 日は台風で不要不急の外出は控える様に出ている。繰り返し同様の文書を開示請求させる根拠の開示。</p> <p>(3)</p>	H31. 1. 4	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	H31. 4. 23	道路局 路政課

	<p>道路局長 道路第 742 号他関連・開示請求に対し開示の努力をせずに、「社会通念上考えられない間隔・頻度で開示請求を繰り返すとき」と勝手なことを言われる根拠の開示</p> <p>(4)</p> <p>道路局長 道路第 742 号他関連 開示を受ける意志のないことが明らかに認められるときと、判断した根拠の開示。</p> <p>(5)</p> <p>道路局長 道路第 742 号他関連・他所へ丸投げをし、平成 32 年 1 月まで延長にさせた事実を隠し、「現に審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず、との判断根拠の開示</p> <p>(6)</p> <p>道路局長 道路第 742 号他関連 ア開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、請求を繰り返していると求められるときの「実益が無い」と判断した根拠の開示</p> <p>(7)</p> <p>道路局長 道路第 742 号他関連・開示決定を受けたにもかかわらずとは、②横浜市特定県営住宅敷地現形図文書の開示決定はない。未だに未開示である写しの開示。</p> <p>(8)</p> <p>道路局路政課、道路局 8 階だったと思うが、複写機利用で並んでいる職員を分け入り、路政課相談席に出向き、休憩室で会議中の G 課旭区担当者に到着を告げた際に、神奈川県職員の H 管理課長及び横浜市の I 建築局建築道路課係長と J 籍調査課担当者、路政課旭区担当者が居り、卓子の上には 1. 2. 3. 4 文書一式が有った。其のうちの②横浜市特定県営住宅敷地現形図の写しの開示。</p> <p>(9)</p>					
--	--	--	--	--	--	--

		<p>道路局路政課 神奈川県職員のH管理課長及び横浜市のI 建築局建築道路課係長とJ 籍調査課担当者、路政課旭区担当者が居り、卓子の上には1. 2. 3. 4 文書一式が有った会議の会議内容及び会議事実の開示。</p> <p>(10)</p> <p>道路局路政課 横浜市保土ヶ谷区白根町特定番地甲特定番地乙公図、②横浜市特定県営住宅敷地現形図、③横浜市特定県営住宅敷地求積図、④横浜市特定県営住宅敷地査定図の写しの一式を請求したが、実施機関は一式とは名ばかり、「横浜市特定県営住宅敷地現形図・194 (法 224) のみの文書」の開示</p>					
13	2723	<p>(1)</p> <p>道路第 1084 号平成 31 年 1 月 4 日付. 別紙 2 (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ) 中の市民局市民情報課から (平成 29 年度、平成 30 年度) (ア) (イ) (ウ) (オ) (カ) (ク) (ケ) の各項について獲得した文書写しの交付</p> <p>(2)</p> <p>道路第 1084 号平成 31 年 1 月 4 日付. 別紙 2 (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ) 中の建築局建築指導課から (平成 29 年度、平成 30 年度) (オ) (カ) (キ) (ク) の各項について獲得した文書写しの交付</p> <p>(3)</p> <p>道路第 1084 号平成 31 年 1 月 4 日付. 別紙 2 (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ) 中の道路局路政課から (平成 29 年度、平成 30 年度) (オ) (カ) (キ) (ク) の各項について獲得した文書写しの交付</p> <p>(4)</p> <p>道路第 1084 号平成 31 年 1 月 4 日付. 別紙 2 (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ) 中の旭区税務課から (平成 29 年度、平成 30 年度) (エ) (オ) (カ) (ク) (ケ) の各項について獲得した文書写しの交付</p> <p>(5)</p> <p>道路第 1084 号平成 31 年 1 月 4 日付. 別紙 2 (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ)</p>	H31. 2. 12	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	H31. 4. 23	道路局 路政課

		<p>(ク)(ケ)(コ)中の旭区総務課から(平成29年度、平成30年度)(オ)(カ)(キ)(ク)の各項について獲得した文書写しの交付</p> <p>(6) 道路第1084号の建築局建築情報相談課(平成29年度、平成30年度)</p> <p>(7)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)中の環境創造局地籍調査課から(平成29年度、平成30年度)(オ)(カ)(キ)(ク)(コ)の各項について獲得した文書写しの交付</p> <p>(7) 道路第1084号平成31年1月4日付関連別紙2(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)中の道路局道路調査課から(平成29年度、平成30年度)(オ)(カ)(キ)の各項について獲得した文書写しの交付</p> <p>(8) 道路第1084号平成31年1月4日付、別紙2(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)中の旭区旭土木事務所から(平成29年度、平成30年度)(オ)(カ)(キ)(ク)の各項について獲得した文書写しの交付</p> <p>(9) 道路第1084号平成31年1月4日付、別紙2(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)中の環境創造局地籍調査課から(平成29年度、平成30年度)(ウ)(オ)(カ)(ク)の各項について獲得した文書写しの交付</p> <p>(10) 道路第1084号平成31年1月4日付、別紙2(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)と付し(平成29年度、平成30年度)の各事項に対し記載されている部署から獲得した文書の原議の写しを内訳書納付書同封の上、郵送を希望する。</p>					
14	2724	<p>平成31年3月18日付建情第2115号別紙2(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)と付し(平成29年度、平成30年度)の各事項に対し記載されている部署から獲得した文書の原議の写しを内訳書納付書同封の上、郵送</p>	H31.4.4	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	H31.4.25	建築局 情報相談課

		を希望する					
15	2725	<p>平成 18 年 8 月 23 日に B 違反対策課長からの転送電話で隣家 C 某女の陳情を、A 建築審査課係長（現情報相談課長）が受付けた陳情理由の開示。</p> <p>②平成 18 年 9 月 12 日に D 建築審査課員に調査をさせ、本件請求者の署名入りの「違反はないです。」と報告を受けた文書の開示 ③ C 某女に調査結果の回答をしなかった理由の開示。平成 20 年 12 月 9 日に A 建築審査課係長（現情報相談課長）が、K 審査課検査係に確認させた文書の開示。各項について郵送による開示を希望</p> <p>横浜市長 1787 通の偽造文書が開示されているが其のうち建築局情報相談課 平成 24 年度中に請求者宛に開示された偽造文書の原議の写しを内訳書と納付書を同封して頂き処理後、郵送にて開示を希望する。</p>	H31. 4. 4	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	H31. 4. 25	建築局 情報相談課
16	2726	<p>『該当地については、昭和 43 年に国土調査を実施し、現在法務局の地図において、市道白根 164 号線と同一地番である特定地番 B となっています。したがって、当該地は本市所有の道路となります』との道路は、地番特定地番 A と同特定地番 C 境界線間に「当該地と呼称されるような（地番特定地番 B 道路）はないしたがって当該地とはどこか。「横浜市所有の当該地とは何処に存在するのか。」写しの開示を求める。</p> <p>横浜市長 1787 通の偽造文書が開示されているが其のうち道路局 L 旭土木事務所長平成 24 年度中に請求者宛に開示された偽造文書。の道水路境界調査の承諾書の原議の写しを内訳書と納付書を同封して頂き処理後、郵送にて開示を希望する。</p> <p>横浜市長 1787 通の偽造文書が開示されているが其のうち道路局 M 路政課長 平成 24 年度中に請求者宛に開示された偽造文書。の原議の写しを内訳書と納付書を同封して頂き処理後、郵送にて開示を希望する。</p> <p>横浜市長 1787 通の偽造文書が開示されているが其のうち道路局道路部 N 道路調査課長 平成 24 年度中に請求者宛に開示された偽造文書。区域線図、道路平面図の原議の写しを内訳書と納付書を同封して頂き処理</p>	H31. 4. 3	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	H31. 4. 26	道路局 総務課

		<p>後、郵送にて開示を希望する。</p> <p>K5 杭が記載された公図の返書が横浜市長からあったにも関わらず、「K5 杭が分からない」と補正通知書の送付があり、K5 杭等の写真を写し『写真の通りである。』と送付した。横浜市長は、道道調 1165 号にて『杭の位置を示した図面が確認されました。』と記載してあるにも関わらず、横浜市長は、「これらの図面には、隣接する土地と道路との境界標や境界線が示されています。しかしながら補正書の図面に記された K5 杭の位置に境界標は存在しませんでした。」との記載には呆れたが、既に K5 境界線境界標杭は写真撮影し、横浜市長所属道路局調査課に送付済である。横浜市長は速やかに①K5 杭の設置理由書論拠の開示。②公図上の K5 新杭の位置を明示した文書の原議の写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示を希望する。</p>					
17	2727	<p>(1) 道路局、○道路局長裁決の道路第 1084 号別紙 2 の 1 頁 1 本件開示請求に関連した対応について欄、平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地地先について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定した。部位が明示された公図の開示。旭区白根特定丁目特定地番 A の土地地先と表した地先に接する地番特定地番 A の部位が明示された公図の開示。ア 同「土地 A」地番特定地番 A 地と接する、部位部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定した道路及び明示された公図の開示。横浜市長 同、昭和 25 年 11 月 23 日から旭区白根特定丁目特定地番 A の土地は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する 2 項道路となっていることが明示された公図の開示。横浜市長 同、途中 2 項道路でなかった時もある。について期間、範囲が明示されている公図の開示。</p> <p>(2) 同横浜市長 昭和 40 年 6 月 5 日から旭区白根特定丁目特定地番 A 土地</p>	H31. 3. 18	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 5. 8	道路局 路政課

	<p>南側は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する 2 項道路と道路法道路の共用道路となっている。について、共用道路が明示された公図の開示。同横浜市長 昭和 40 年 6 月 5 日から旭区白根特定丁目特定地番 A の南側土地は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する 2 項道路と道路法道路の共用道路となっていなかった。と確認した公図の開示。同横浜市長平成 10 年 7 月 31 日に道水路境界調査により、2 項道路と道路法道路との共用道路となったとの文書がある。ア平成 10 年 7 月 31 日に道水路境界調査の申請した公図上の位置の開示。イ同、国土調査時の査定杭の位置の開示。ウ地番特定地番 A 所有者が 18 番杭から 19 番杭まで道路だ。と承諾した承諾書の開示を求める。エ横浜市長 平成 10 年 4 月 20 日に申請された道水路境界調査の申請箇所開示を求める。同横浜市長 同申請地の申請地番の開示を求める。</p> <p>(3)</p> <p>横浜市長 地番白根特定地番 D P 氏が承諾した場所の開示を求める。ク横浜市長 地番白根特定地番 D Q 氏が承諾した場所の開示を求める。ケ横浜市長 地番白根特定地番 E R 氏が承諾した場所の開示を求める。同横浜市長 地番白根特定地番 F S 氏はどこについて承諾したのか場所を明示し開示を求める。同横浜市長 『平成 4 年に建築基準法（昭和 25 年法 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定した。』公図上の場所の開示を求める。②なお、範囲について筆界杭を公図上に明示した上で開示を求める。③「途中、2 項道路でなかった時がある。」とは何年何月何日からどの部位か。公図上に筆界標杭を明示した上で開示を求める。同道路局 昭和 40 年 6 月 5 日から共有道路になったとある特定地番 A 地番に関する該当範囲を公図に筆界標杭を明示した上で開示を求める。イ「・・・2 項道路と道路法道路の共用道路となっていなかった」について部位を明示した上で開示を求める。</p> <p>(4)</p>					
--	--	--	--	--	--	--

	<p>横浜市長 平成 10 年 7 月 31 日に道水路境界調査地は、神奈川県が県有地特定地番 G ほかについて申請し、道路局と協議しているが、協議した個所の開示を求める。エ横浜市長 私有地を搾取している現状に対し謝罪はあったが、国土調査時に復元するという工程表の開示を求める。オ同場所については「2 項道路でも道路法道路でも無く『平成 4 年に 2 項道路と判定した』とあるが判定した月日と範囲について開示を求める。</p> <p>カ横浜市長 平成 4 年に 2 項道路と判定したことを、告示し市民に明らかにした事実を明示した文書の開示を求める。</p> <p>(5)</p> <p>道路局長・道路第 1084 号（平成 31 年 1 月 4 日付）について未回答につき開示請求をす。別紙 2 の 1 頁 1 本件開示請求に関連した対応について</p> <p>欄 1 横浜市長・・・は『平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地（以下「土地 A」という。）地先について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定した。』等に対する開示請求。</p> <p>① 旭区白根特定丁目特定地番 A の土地地先と表し、土地に接する部位が明示されていないが「土地 A」即ち地番特定地番 A 地と接するどの部位部分について建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定された「告示文書及び判定区間の公図」の開示。</p> <p>② 途中 2 項道路でなかった時もある。と記載された文書及び期間、場所、範囲の開示。</p> <p>③ 横浜市長 昭和 40 年 6 月 5 日から旭区白根特定丁目特定地番 A 土地南側は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する 2 項道路と道路法道路の共用道路となっている。と記載された文書の開示。</p> <p>④ 共用道路がどこにあるのか公図上に明示された文書の開示。</p> <p>⑤ 横浜市長 昭和 40 年 6 月 5 日から旭区白根特定丁目特定地番 A の南</p>					
--	--	--	--	--	--	--

	<p>側土地は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する 2 項道路と道路法道路の共用道路となっていなかった。と記載された文書の開示。</p> <p>⑥ 横浜市長 平成 10 年 7 月 31 日に道水路境界調査により、2 項道路と道路法道路との共用道路となった。について、平成 10 年 7 月 31 日に道水路境界調査をした地番、場所の開示。</p> <p>⑦ 同調査で請求者敷地が国土調査時より搾取している事が分かる道路管理センター送付来文書及び道路図の開示。</p> <p>⑧ 同特定地番 A 所有者が 18 番杭から 19 番杭まで道路だ。と承諾している。の承諾場所を表示した表示図の開示。</p> <p>⑨ 横浜市長 平成 10 年 4 月 20 日に神奈川県から申請された道水路境界調査の申請箇所の開示を求める。⑩ 同申請者が申請した申請地の申請地番の開示。⑪横浜市長 地番白根特定地番 D P 氏が承諾した場所の開示。⑫横浜市長 地番白根特定地番 D Q 氏が承諾した場所の開示。⑬横浜市長 地番白根特定地番 E R 氏が承諾した場所の開示を求める。⑭横浜市長 地番白根特定地番 F S 氏が承諾した場所の開示を求める。⑮横浜市長『平成 4 年に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定した』の範囲について境界標杭を明示した公図の開示。⑯ 「途中、2 項道路でなかった時がある。」とは何年何月何日から何日までだったのか明示された文書の開示。⑰どの部位だったのか明示された公図の開示。⑱昭和 40 年 6 月 5 日から供用道路になっている。の範囲が記載された公図の開示。⑲その事実について筆界標杭を明示した公図の開示を求める。⑳「・・2 項道路と道路法道路の共用道路となっていなかった」の確認した文書。㉑同確認した公図の開示。㉒横浜市長 平成 10 年 7 月 31 日に関する道水路境界調査地は神奈川県有地特定地番 G に関する部位を申請している。横浜市が私有地を搾取している現況現状に対し国土調査時に復元されるよう求めている。同場所</p>					
--	---	--	--	--	--	--

	<p>については「2項道路でも道路法道路でも無く『平成4年に2項道路と判定した』の判定した年月日の開示を求める。</p> <p>㉓横浜市が平成4年に2項道路と判定したことを、告示等により市民に明らかにした事実を明示した文書の開示を求める。㉔神奈川県から購入した板塀（構造物）で請求者の土地は囲われていた（環境創造局）。横浜市長・・・は、上述の通り何度も建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する2項道路と判定している。判定の都度の各境界線境界標（筆界標杭）により明示した文書及び公図の開示を求める。</p> <p>㉕横浜市長 旭区白根特定丁目特定地番Aの土地に接する部位について、道路局長、総務、路政、調査課長3課及び旭土木事務所で共有した地について、地籍調査課は4回、旭土木事務所も3回、旭区役所も公図と違っている。と4回現認し『公図と同形に復元されれば、取り過ぎた税を還付する』と言っている。地籍調査課長と係長は『国土調査時とは曲がっている。国土調査後工事をした業者と旭土木事務所が悪い。旭土木事務所に確認した方がよい。』と教示を受けた。国土調査時と現況との差異が明示された公図の開示を求める。</p> <p>㉖県から移譲受時の境界線境界標（筆界標杭）杭位置を公図上に明示した公図の開示を求める。</p> <p>㉗国土調査時の境界線境界標（筆界杭）を道路局が埋設あるいは抜き取り等により現況にした理由についての開示。</p> <p>㉘平成10年7月31日に道路局は国土調査に基づき復元したと、私有地旭区白根特定丁目特定地番Aの土地を取り込んだ事が分かる（財）道路管理センター発行の縮尺平面図1:500中心図面番号5-9:3-5にて写しの開示を求める。</p> <p>㉙横浜市長・・・は、「昭和25年11月23日から旭区白根特定丁目特定地番Aの土地は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する2項道路となっている」「途中2項道路でなかった時もある。」な</p>					
--	---	--	--	--	--	--

		<p>どと文書を送付後に、横浜市長は謝罪をしているにもかかわらず、横浜市長 平成 31 年 1 月 4 日付の文書では『平成 4 年に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定した』とある。神奈川県が設置した板塀（構造物）により囲われている請求者の土地の何処の筆界標杭間を、4 度も建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する 2 項道路と判定したのか筆界標杭を公図上に明示した公図の開示を求める。</p> <p>⑩旭区白根特定丁目特定地番 A の土地は、国土調査時以前から境界線境界標杭（筆界杭）により道路でも 2 項道路でもないことが明示され、昭和 25 年に制定されている。昭和 40 年 6 月 5 日に供用道路となっている。について明示された公園の開示。</p>					
18	2728	<p>横浜市長 1787 通の偽造文書が開示されているが其のうち建築局建築指導課 平成 24 年度中に請求者宛に開示された偽造文書の原議の写しを内訳書と納付書を同封して頂き処理後、郵送にて開示を希望する。</p>	H31. 4. 8	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 5. 10	建築局 建築指導課
19	2729	<p>建築局建築指導課再請求と督促</p> <p>「道路審議票旭 89 の原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p> <p>「道路審議票旭 90 の原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p> <p>「道路審議票旭 91 の原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p> <p>「道路審議票旭 92 の原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p> <p>「道路審議票旭 93 の原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p> <p>「道路審議票旭 94 の原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p>	H31. 4. 16	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 5. 10	建築局 建築指導課

		<p>建築局建築指導課</p> <p>横浜市長が「旭区白根特定丁目特定地番Aに対し、別紙2『経緯・平成4年に2項道路に規定する道路であると判定したと弁明があるが、道路がどこにあるのかを明示した原議写しを、内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。公図の開示</p> <p>建築局建築指導課</p> <p>「道路審議票白根〇丁目91」文書には作成年月日も調査資料も、何処についての道路相談なのか相談した場所、相談年月日、相談者の住所氏名が記載されていない。ので正しく記載されているであろう。原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p> <p>建築局建築指導課</p> <p>「旭区白根特定丁目特定地番A 地先 の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して請求された記載内容に該当する行政文書」と文書偽造を重ね失態を『地先』と隠ぺいした。現況証拠に基づいた原議写しを、内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p>					
20	2730	旭区白根地番特定地番A地の成果簿作成するにあたり4すみの筆界杭の測量値及び其の筆界の開示。 道路局路政課 横浜市保土ヶ谷区白根町特定番地甲 特定番地乙公図、②横浜市特定県営住宅敷地現形図、③横浜市特定県営住宅敷地求積図、④横浜市特定県営住宅敷地査定図の写し一式のうち「横浜市特定県営住宅敷地現形図」の開示	H31.4.26	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元.5.30	道路局 路政課
21	2731	横浜市保土ヶ谷区白根町特定番地甲 特定番地乙公図、②横浜市特定県営住宅敷地現形図、③横浜市特定県営住宅敷地求積図、④横浜市特定県営住宅敷地査定図の写し一式のうち「横浜市特定県営住宅敷地現形図」の開示。実施機関道路局路政課	R元.5.8	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元.5.30	道路局 路政課
22	2732	旭区白根地番特定地番A地の成果簿作成するにあたり4すみの筆界杭の測量値及び其の筆界の開示。地籍調査課 横浜市保土ヶ谷区白根町特定番地甲 特定番地乙公図、②横浜市特定県営住宅敷地現形図、③横浜市特	H31.4.25	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元.6.4	環境創造局 地籍調査課

		定県営住宅敷地求積図、④横浜市特定県営住宅敷地査定図の写し一式のうち「横浜市特定県営住宅敷地現形図」の開示					
23	2733	旭区白根地番特定地番A地の成果簿作成するにあたり4すみの筆界杭の測量値及び其の筆界の開示。 実施機関環境創造局 地籍調査課	R元.5.14	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元.6.4	環境創造局 地籍調査課
24	2734	平成30年11月14日付で開示請求した、1.請求文書に対し存在、不存在及び開示、非開等の決定がなく、他の請求事象『27件同じ文書を開示請求した』に対する該当文書の開示。2.『審査請求人の害が認められるためと、実施機関が請求されたことに判断した請求文書の開示。3.『開示請求権の濫用』などと実施機関が判断した請求文書に該当する文書の開示請求文書に対する開示、非開示ではなく、請求事象を理由に非開示決定したが請求文書の開示を求める。 道路局調査課。	R元.5.8	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元.6.11	建築局 情報相談課
25	2735	平成18年8月23日に山下町シェルビル内で某違反对策課長からの転送電話をA現情報相談課長(当時審査課係長)が受付け作成した文書の開示。A当時審査課係長がD職員に調査を指示した文書。③D職員が『その事実無し』と調査し、本件請求人が署名した文書。④A当時審査課係長(現情報相談課長)が、転送電話の陳情者(C某女)に回答した文書。①②③④工程からなる文書を、平成27年9月14日に開示請求し1項分のみが開示されたが②③④項文書の開示。	H31.4.26	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元.6.11	建築局 情報相談課
26	2736	① 建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91(平成4年度)文書は改竄し偽造作成した上に黒塗加工し開示された。が、改竄し偽造作成し黒塗加工する前の『原議の写しの開示を求める。』 ② 平成29年6月26日付で「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91(平成4年度)文書を改竄し偽造作成した上に黒塗加工した。更に建建指第500、501、502、503、504、505、506、507号では「道路審議票白根〇丁目91」と改竄し偽造した。其の偽造した文書を上述番号により、8件開示された。「各8文書の原議写しの開示を求める。」 ③ 「①②の請求に対し起案・立案し、建築指導部長まで経伺した文書の	H31.4.23	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元.6.14	建築局 建築指導課

		開示。」 ①～③項にて請求した文書について内訳書及び納付書同封の上、処理後に郵送を希望す。					
27	2737	平成 31 年 4 月 8 日建建指第 33 号 別紙 2(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)と付し(平成 29 年度、平成 30 年度)の各事項に対し記載されている部署から獲得した文書の原議の写しを内訳書納付書同封の上、郵送を希望する 平成 31 年 4 月 8 日建建指第 33 号 別紙 1 に記載のある案件の未開示について督促をする。	H31. 4. 25	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 6. 14	建築局 建築指導課
28	2738	平成 31 年 4 月 16 日建建指第 73 号 別紙 2(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)と付し(平成 29 年度、平成 30 年度)の各事項に対し記載されている部署から獲得した文書の原議の写しを内訳書納付書同封の上、郵送を希望する 平成 31 年 4 月 8 日建建指第 33 号及び 73 号 別紙 1 に記載のある案件は未開示である。 『督促』 建築局建築指導部建築指導課	H31. 4. 26	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 6. 14	建築局 建築指導課
29	2739	道路局総務、路政、道路調査課、旭土木事務所共有と地籍調査課 神奈川県から移譲受時の地番特定地番 B の境界線境界標(筆界標杭)杭と地番特定地番 A 地との境界線境界標(筆界標杭)杭を明示した文書と公図の開示。②項道路局は国土調査時に境界線境界標(筆界)杭の位置が決まっている。復元などの必要がないにも関わらず、平成 10 年 7 月 31 日に国土調査どおりに復元したという。地番特定地番 A 地と特定地番 C 双方の杭の位置を明示した文書と公図の開示。	R 元. 5. 29	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 6. 26	環境創造局 地籍調査課
30	2740	道路第 1084 号平成 31 年 1 月 4 日付. 別紙 2(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)と付し(平成 29 年度、平成 30 年度)の各事項に対し記載されている部署から獲得した文書の原議の写しを内訳書納付書同封の上、郵送を希望する。再請求と督促である。	R 元. 6. 10	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 7. 3	道路局 路政課

		平成4年に建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路となったとある『…土地先の所在場所、範囲を明示した公図の写しの開示を求める。』					
31	2741	道路局路政課 平成31年4月23日付関連、1. 請求文書に対し存在、不存在及び開示、非開等の決定がなく他の請求事象『27件同じ文書を開示請求した』に対する該当文書の開示を求める。 2. 『実施機関が請求されたことに対し、審査請求人の害が認められるためと、判断した文書の開示。3. 実施機関が『開示請求権の濫用』などと判断した請求文書に該当する文書の開示 4 請求文書に対する開示、非開示ではなく、請求事象を理由に非開示決定したが請求文書の開示を求める。	R元. 5. 30	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元. 7. 3	道路局 路政課
32	2742	地籍調査課 市道白根第164号線道路と同地番特定地番Aと地番特定地番Cとの境界点の構造物にペンキが塗ってあったとのことである。構造物が筆界であるが境界線筆界杭写の開示。 旭土木事務所長 市道白根第164号線道路と、同地番特定地番Aの境界点（査定点）と地番特定地番C地の境界標の開示。	R元. 6. 26	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元. 7. 4	環境創造局 地籍調査課
33	2743	道路局総務課3課及び旭土木事務所共有案件 ① 道路局長は神奈川県から横浜市が道路移譲された市道白根第164号線について、平成31年4月26日に2名の係長を派遣し、旭区白根特定丁目特定地番C地の査定杭から、同特定地番H地まで44.06mの査定杭間が記載されている地積表及び公図の開示。②同、神奈川県から市道白根第164号線地番特定地番Bを道路移譲時の同特定地番H、特定地番I、特定地番J、特定地番A地の査定杭の開示。 ③ ②項が地番特定地番C地の査定杭へ結線されている公図の開示。④同、地番特定地番A宅と地番特定地番Cとの境界点（査定点）にペンキの塗ってあった構造物と同、地番特定地番Aの境界点（査定点）と地番特定地番C地の境界標の開示。⑤昭和43年度の国土調査で確定している	R元. 5. 30	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元. 7. 4	道路局 総務課

		地番特定地番C地の東北, 東南, 西北, 西南の4角の査定杭の開示。⑥同地番特定地番H地の査定杭から地番特定地番C地の東北, 西北の査定杭間の査定杭に接続された杭の設置位置の開示。					
34	2744	道路局総務課 道路局総務、路政、調査課、旭土木事務所共有案件 平成10年7月31日の道水路境界調査で道路法道路と2項道路との共道路となったと、申請地外の請求人所有地を搾取したことに對し復元を求めている現況を、平成31年4月26日に2名の道路局係長が確認した。其の後の該当地地番、範囲等について明示した公図原議の写しの開示。	R元. 6. 11	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元. 7. 4	道路局 総務課
35	2745	県から移譲受時の地番特定地番Bの境界線境界標(筆界標杭)杭と地番特定地番A地との境界線境界標(筆界標杭)杭を明示した文書の開示 道路局が国土調査時の境界線境界標(筆界)杭の位置に基づき平成10年7月31日に国土調査どおりに復元したという、地番特定地番A地と双方の杭の位置を明示した文書の開示 申請に基づき平成10年7月31日に復元したという申請場所場所(地番)と範囲の開示 県から移譲受時の境界線境界標(筆界標杭)杭と地番特定地番A地との境界線境界標(筆界標杭)杭を明示した文書の開示。道路局総務、路政課、道路調査課及び旭土木事務所共有案件 -督促-横浜市の情報の公開に関する条例10条は、開示請求があったときは開示・非開示の決定を行うと共に書面により請求者に通知しなければならない旨を規定しているが、条例に基づく申請に対して、開示・非開示の決定をせず、何らの処分もない「処分の不作為」がある。	R元. 5. 24	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元. 7. 4	道路局 総務課
36	2746	道路局総務、路政、道路調査課、旭土木事務所共有と地籍調査課 神奈川県から移譲受時の地番特定地番Bの境界線境界標(筆界標杭)杭と地番特定地番A地との境界線境界標(筆界標杭)杭を明示した文書と公図の開示。②項道路局は国土調査時に境界線境界標(筆界)杭の位置が決まっている。復元などの必要がないにも関わらず、平成10年7月31	R元. 5. 24	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元. 7. 4	道路局 総務課

		日に国土調査どおりに復元したという。地番特定地番A地と特定地番C双方の杭の位置を明示した文書と公図の開示。					
37	2747	道路局総務課 平成 31 年 4 月 26 日関連、 1. 請求文書に対し存在、不存在及び開示、非開等の決定がなく他の請求事象『27 件同じ文書を開示請求した』に対する該当文書の開示を求める。 2. 「実施機関が請求されたことに対し、審査請求人の害が認められるためと、判断した文書の開示。3. 実施機関が『開示請求権の濫用』などと判断した請求文書に該当する文書の開示 4. 請求文書に対する開示、非開示ではなく、請求事象を理由に非開示決定したが請求文書の開示を求める。	R 元. 5. 24	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 7. 4	道路局 総務課
38	2748	建築情報課 平成 31 年 4 月 19 日付関連、1. 請求文書に対し存在、不存在及び開示、非開等の決定がなく他の請求事象『27 件同じ文書を開示請求した』に対する該当文書の開示を求める。 2. 『実施機関が請求されたことに対し、審査請求人の害が認められるためと、判断した文書の開示。3. 実施機関が『開示請求権の濫用』などと判断した請求文書に該当する文書の開示 4. 請求文書に対する開示、非開示ではなく、請求事象を理由に非開示決定したが請求文書の開示を求める。	R 元. 5. 28	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 7. 8	建築局 情報相談課
39	2749	建築情報課は平成 20 年 10 月 21 日に請求者の敷地に関し写真を写し調査書も作成したという。写真及び調査書の開示	R 元. 6. 25	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 7. 10	建築局 情報相談課
40	2750	建築指導課 平成 31 年 4 月 19 日付関連、1. 請求文書に対し存在、不存在及び開示、非開示の決定がなく他の請求事象『27 件同じ文書を開示請求した』に対する該当文書の開示を求める。 2. 『実施機関が請求されたことに対し、審査請求人の害が認められるた	R 元. 5. 29	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 7. 10	建築局 建築指導課

		めと、判断した文書の開示。3. 実施機関が『開示請求権の濫用』などと判断した請求文書に該当する文書の開示 4 請求に対する開示、非開示ではなく、請求事象を理由に非開示決定したが請求文書の開示を求める。					
41	2751	建築指導課「道路審議票旭 91」文書の原議の写しの開示 建築指導課「建築局建築道路課が保有する道路審議票白根特定丁目 91 (平成 4 年度)」文書の開示②建築指導課「建築局建築道路課が保有する道路審議票白根特定丁目 91 (平成 4 年度)」の「平成 4 年度」部分を文頭に改竄し付定した「平成 4 年度建築局建築道路課が保有する白根特定丁目 91)」文書の写しの開示	R 元. 6. 13	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 7. 16	建築局 建築指導課
42	2752	A 情報相談課長は、審査課係長時に違反对策課 B 課長から転送された隣家 C 某女の陳情電話を受け対応し、同審査課 D 職員へ陳情案件について調査を指示し D 職員が同 18 年 9 月 12 日に現地を調査し、調査結果『工事の事実は無いです。』と記載された A4 版大の調査報告書へ本件審査請求人が署名した文書写の開示 A 情報相談課長は、審査課係長時に、違反对策課 B 課長から転送された隣家 C 某女の陳情電話を受け対応した文書を、平成 31 年 3 月に全面を黒塗した上で開示された。 『同陳情案件に対し、A 当時審査課係長が同審査課 D 職員へ調査を指示した文書写の開示。』 A 情報相談課長は、審査課係長時に違反对策課 B 課長から転送された隣家 C 某女の陳情電話を受け対応し、同審査課 D 職員へ陳情案件について調査を指示し D 職員が同 18 年 9 月 12 日に現地を調査し、『工事の事実は無いです。』と報告があった件について「その後、特段の処置を取らず」と記載した起案文書に承認済とした文書写の開示	R 元. 6. 27	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 7. 18	建築局 情報相談課
43	2753	道路局路政課長 平成 31 年 1 月 8 日付「T 様が所有されている土地と横浜市道敷地について」の文書 1 (1) 1: 市道白根第 164 号線に係る・・・原議一式のうち、横浜市保土ヶ谷区白根町特定番地甲・特定番地乙写公図及	R 元. 6. 28	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 7. 24	道路局 路政課

		<p>び横浜市特定県営住宅敷地査定図参照)などと誤魔化し道路局4課長連名で送付されたが、横浜市特定県営住宅敷地求積図及び横浜市特定県営住宅敷地現形図双方を参照とされた文書写の開示。</p> <p>令和元年5月30日道路第193号関連 道路局 2名の係長が平成31年4月26日請求者の地番特定地番A地を横浜市が搾取しているのを確認している。神奈川県から横浜市が移譲受けした求積図による地番特定地番B道路の中心線の開示。</p> <p>道路局、令和元年5月30日道路第194号関連 上記にて『土地A』と旭区白根地番特定地番A地を道路などと記載しているが、法務局に横浜市が登記してあるのを確認したが、道路は地番特定地番A地の境界線外である。したがって敷地内に2項道路だと誤魔化し、更に国土調査の復元だなどとも誤魔化した上で承諾を得たなどと、場所違いの承諾書を開示した横浜市は、私有地を搾取している。国土調査に基づいたとは虚言、2名の係長も平成31年4月26日に搾取を確認している。地番特定地番A地の公図写の開示。</p>					
44	2754	<p>実施機関道路局路政課 横浜市保土ヶ谷区白根町特定番地甲、特定番地乙公図、②横浜市特定県営住宅敷地現形図、③横浜市特定県営住宅敷地求積図、④横浜市特定県営住宅敷地査定図の写し一式のうち「横浜市特定県営住宅敷地現形図」の開請求した文書について内訳書、納付書同封の上、請求人の処理後に郵送を希望</p> <p>道路局、令和元年5月30日道路第194号にて『土地A』と旭区白根地番特定地番A地を道路などと記載しているが、法務局に横浜市が登記してあるのを確認した。道路は地番特定地番A地の境界線外である。従って敷地内を2項道路だと所有者から承諾書を頂いているとの文書は虚言。国土調査の復元だなどと誤魔化した。承諾書を開示出来居ないではないか。道路局は私有地を、国土調査に基づいたと搾取している現況を、2</p>	R元.7.11	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元.7.24	道路局 路政課

		<p>名の係長が、平成 31 年 4 月 26 日に確認した地番特定地番 A 地の公図写の開示。</p> <p>道路局路政課長 平成 31 年 1 月 8 日付「T様が所有されている土地と横浜市敷地について」1(1) 1: 市道白根第 164 号線に係る…原議一式のうち、横浜市保土ヶ谷区白根町特定番地甲・特定番地乙写公図及び横浜市特定県営住宅敷地査定図参照) などと誤魔化し道路局 4 課長連名で送付されたが、横浜市特定県営住宅敷地求積図及び特定県営住宅敷地現形図双方を参照とされた文書写の開示を求める。</p>					
45	2755	<p>実施機関環境創造局 地籍調査課</p> <p>旭区白根地番特定地番 A 地の成果簿作成するにあたり 4 すみの筆界杭の測量値及び其の筆界位置を明示した公図の開示。</p>	R 元. 7. 8	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 7. 24	環境創造局 地籍調査課
46	2756	<p>地籍調査課 市道白根第 164 号線道路と同地番特定地番 A と地番特定地番 C との境界点の構造物にペンキが塗ってあったと地籍調査課長が立ち会っている。</p> <p>構造物とは、神奈川県が建立した板塀が筆界である。境界線筆界杭記載文書写の開示。</p>	R 元. 7. 9	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 7. 24	環境創造局 地籍調査課
47	2757	<p>道路局総務課 総務、路政、調査課、旭土木事務所共有平成 31 年 3 月 8 日付、横浜市保土ヶ谷区白根町特定番地甲・特定番地乙写公図及び横浜市特定県営住宅敷地求積図参照) とした上で送付した文書に対し、返書を求めたが回答がない。3 度目の督促をする。と共に同送付分書に対し、道路局長へ起案し稟議し裁決した文書写の開示。</p>	R 元. 6. 26	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 7. 26	道路局 総務課
48	2758	<p>道路局総務課 県から移譲受時の地番特定地番 B 道路との境界線境界標筆界標杭と地番特定地番 A 地の境界線境界標 (筆界標杭) 杭を明示した文書と公図は未だ未開示だが、道水路境界調査申請してない地番特定地番 A 地の所有者が国土調査に基づき復元に承諾した承諾書の写の開示</p>	R 元. 6. 26	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 7. 26	道路局 総務課
49	2759	<p>建築局情報課 は平成 20 年 10 月 21 日に請求者の敷地を写真に写し調査書も作成したとのこと、請求に対し開示がないが改めて、①写真及び</p>	R 元. 7. 5	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 7. 30	建築局 情報相談課

		②調査書の開示を請求する。					
50	2760	<p>道路局道路調査課長 平成 31 年 4 月 26 日に 2 名の係長に確認させた、昭和 43 年度の国土調査に基づく、白根地番特定地番 A 地の南西筆界杭から南東の筆界杭との境界線と白根地番特定地番 C の査定点杭から、神奈川県が道路移譲した市道白根第 164 号線との交差する同特定地番 H 地まで 44.06m の査定点間が記載されている公共基準点及び地積表と境界承認書の写の開示。</p> <p>道路局道路調査課長 神奈川県から市道白根第 164 号線道路と、同特定地番 H、同特定地番 I、同特定地番 J、同特定地番 A 地の各筆界の査定点の開示。</p> <p>道路局道路調査課長 神奈川県から市道白根第 164 号線道路と、が地番特定地番 C 地の境界線査定点へ結線されている公図の開示。</p>	R 元. 7. 1	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 7. 31	道路局 道路調査課
51	2761	<p>建築局指導課 は平成 18 年 8 月 23 日の陳情案件を平成 18 年 9 月 12 日に調査し「その事実はない」と違反のないことを記載した A4 大報告書に、請求者が署名した報告書写の開示</p> <p>建築指導課 は平成 18 年 8 月 23 日の陳情案件を一部開示と、大半を全部黒塗りし開示したことに対し、黒塗り部分を解除した文書写の開示請求。</p>	R 元. 6. 27	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 7. 31	建築局 建築指導課
52	2762	<p>道路局道路調査課長 平成 31 年 4 月 26 日に 2 名の係長に確認させた、昭和 43 年度の国土調査に基づく、白根地番特定地番 A 地の南西筆界杭から南東の筆界杭との境界線と白根地番特定地番 C の査定点杭から、神奈川県が道路移譲した市道白根第 164 号線との交差する同特定地番 H 地まで 44.06m の筆界(査定点)間が記載されている①公共基準点の開示。②地籍表と同所を所有者が境界確認したと言われた③承認書の写の開示。</p>	R 元. 7. 11	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 8. 9	道路局 道路調査課
53	2763	<p>道路局調査課。平成 30 年 11 月 14 日付で開示請求した文書に対し存在、不存在及び開示、非開示の決定をせずに、『27 件同じ文書を開示請求した』と言われる請求書の開示。</p>	R 元. 7. 11	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 8. 9	道路局 道路調査課

		同.『審査請求人の害が認められるためと、判断した請求文書の開示。3.『開示請求権の濫用』と請求文書を判断した開示請求書の開示、					
54	2764	実施機関横浜市長は令和元年6月27日建情第527号公文書別紙2経緯「①・平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。」の杭設置位置の公図の開示。『2請求者は、隣接する市道との境界について国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがある。境界標が自分の所有地を侵している。』に対し、国土調査時点の公図の開示。国土調査成果後の公図の開示。文書事象を改竄し請求外の偽造文書を何度も開示決定し、調査確認事務を怠惰し確認せずに違反勧告したなどの一連の不正行為を棚に上げ、本書本件において『・請求権の乱用のため』と文書作成年月日、調査日、場所の記載がない文書文書を開示されるから、それに対し、原議を請求した正当な行為に対し、請求数の多寡を理由に非開示決定したことの正当化を謀り、更に平成31年4月26日に横浜市長が私有地を搾取している現況を課長補佐及び係長が公図を基に現認して帰庁している。上記①②付定文書の開示を求める	R元.7.11	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元.8.9	建築局 情報相談課
55	2765	建築局建築指導課 横浜市長が「旭区白根特定丁目特定地番A に対し、別紙2『経緯・平成4年に2項道路に規定する道路であると判定したと弁明があるが、道路がどこにあるのかを明示した原議の写しを、内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。公図の開示 建築局建築指導課 「道路審議票白根〇丁目91」文書には作成年月日も調査資料も、何処についての道路相談なのか相談した場所、相談年月日、相談者の住所氏名が記載されていない。ので正しく記載されているであろう。原議写しを内訳書及納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。 建築局建築指導課再請求と督促	R元.7.3	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元.8.9	建築局 建築指導課

		<p>「道路審議票旭 89 の原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p> <p>「道路審議票旭 90 の原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p> <p>「道路審議票旭 91 の原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p> <p>「道路審議票旭 92 の原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p> <p>「道路審議票旭 93 の原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p> <p>「道路審議票旭 94 の原議写しを内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p> <p>建築局建築指導課</p> <p>「旭区白根特定丁目特定地番A 地先 の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して請求された記載内容に該当する行政文書」と文書為造を重ね失態を『地先』と隠ぺいした。現況証拠に基づいた原議写しを、内訳書及び納付書同封のうえ郵送にて開示希望します。</p>					
56	2766	<p>実施機関横浜市長所属A現情報相談課長が審査課係長時に、違反对策課B課長から転送された①請求者宅隣家C謀女の陳情電話を受け対応した際の文書写の開示」。②A審査課係長が審査課D職員へ調査を指示した文書の開示」。③D職員が同18年9月12日に現地を調査し、道路に調査した事実は無いです。』とA4版大用紙に記載した調査報告書へ本件審査請求人が署名した調査書写の開示」。④A審査課係長が陳情者C某女に回答した文書写の開示」については①項のみ開示があったが、請求人が平成27年8月26日に閲覧後、②. ③. ④項を揃えて開示することになった。①項文書を所在不明にしていたがあったと①項だけ平成31年3月に黒塗の上開示された。未開示の②. ③. ④項文書写の開示。</p>	R元. 7. 18	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元. 8. 13	建築局 情報相談課

57	2767	<p>実施機関横浜市長は令和元年6月28日道路第278号公文書別紙2を偽造し、文書事象を捏造し請求外の偽造文書を何度も開示決定し、調査確認事務を怠惰し確認もしないで違反勧告をし、私有地を搾取している等一連の不正行為を棚に上げ、本書本件において、『実施機関は道路判定を変更したなどと虚言を謳い『・・請求権の乱用のため』などと事象を捏造し、請求数の多寡を理由に非開示決定したことを正当化し、審査請求人が条例に基づき申請した文書に対しては、開示・非開示の決定がなく、何らの処分のない処分の不作為になっている。「平成4年に・・・建基法の道路と判定したとの公図原議写の開示」。6回偽造した公図を開示されているが、偽造、改竄等された公図の開示は不可を通告すると共に開示の席へ参席しないことを通告しておく。</p> <p>実施機関横浜市長は①昭和25年11月23日に『2項道路になった。』②更に、昭和40年6月5日に『道路法道路と共用道路の2項道路になった。』③更に『途中2項道路でない時期があった』④更に「平成10年7月31日国土調査に基づく道水路境界復元工事で2項道路になった。」⑤更に向かいの家が2項道路ではないからセットバックをしていない上に、過去にセットバックをせずに建築していたと分かることから市民情報室と協議して黒塗し非開示にした。などと、公文書を改竄し偽造し行使を懲りずに繰り返したことに對し、訴訟になり取り下げの謝罪をしたりして懲りている筈にも関わらず、然も平成31年4月26日道路局道路調査課課長補佐及び係長が公図どおりの道路や空地がないことを確認して帰庁した直後、⑥更に令和元年7月3日道路第324号にて、平成4年から2道路の判定をした』⑦更に市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された」等、私有地を搾取している。①②③④⑤⑥⑦項に対する原議の開示</p>	R元.7.22	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元.8.14	道路局 路政課
58	2768	<p>「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91(平成4年度)」と平成29年6月26日付で偽造した文書を、建指第500、501、502、</p>	R元.7.9	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元.8.14	建築局 建築指導課

		<p>503、504、505、506、507 号では「道路審議票白根〇丁目 91」と改竄し偽造作成した上で黒塗加工を施し、偽造した文書を上述番号により、8 件開示された。「各文書 8 件の原議写しの開示」。請求文書に対し起案・立案し、建築指導部長等に経伺した文書の開示」。請求した文書について内訳書、納付書同封の上、請求人の処理後に郵送を希望</p> <p>旭区白根特定丁目特定地番 A 請求人の土地南側を建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する 2 項道路に見せるため、建築局建築道路課 I が平成 21 年 4 月 10 日神奈川県所有アパート 2 号棟の居住者通路に立ち入り、道路に見せ誤魔化すために写真を撮り黒塗した写真の黒塗部位を解除した上で、写真上部の方位が請求人宅敷地の北になるよう正当処理した写真写の開示」。請求文書に対し起案・立案し、建築指導部長等に経伺した文書写の開示」。請求した文書について内訳書及び納付書同封の上、請求人の処理後に郵送希望</p>					
59	2769	<p>実施機関横浜市長は令和元年 6 月 28 日道路第 278 号公文書別紙 2 を偽造し、文書事象を捏造し請求外の偽造文書を何度も開示決定し、調査確認事務を怠惰し確認もしないで違反勧告をし、私有地を搾取している等一連の不正行為を棚に上げ、本書本件において、『実施機関は道路判定を変更したなどと虚言を謳い『・・請求権の乱用のため』などと事象を捏造し、請求数の多寡を理由に非開示決定したことを正当化し、審査請求人が条例に基づき申請した文書に対しては、開示・非開示の決定がなく、何らの処分のない処分の不作為になっている。「平成 4 年に・・・建基法の道路と判定したとの公図原議写しの開示」。偽造した構図は不可。</p> <p>実施機関横浜市長は令和元年 6 月 27 日建建指第 545 号公文書別紙 2 を偽造し、文書事象を改竄し請求外の偽造文書を何度も開示決定し、調査確認事務を怠惰し確認もしないで違反勧告をし、私有地を搾取している等、平成 30 年 8 月 30 日建建指第 955 号により、同じ記番号にて請求外文害「道路審議票白根 0 丁目 91」を文書 1 と特定したなどとの一直の不</p>	R 元. 7. 16	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 8. 15	建築局 建築指導課

		正行為を棚に上げ、本書本件において、『・・請求権の乱用のため』などと、請求者は1件に対し47件も請求したなどと事象を捏造し、請求数の多寡を理由に非開示決定したことを正当化し、審査請求人が条例に基づき申請した文書に対しては、開示・非開示の決定がなく、何らの処分のない処分の不作為になっている。「請求者が1件に対し47件請求したとの請求者が請求した47件の開示請求書の開示」					
60	2770	<p>建築局旧審査課及び安全課の案件、現指導課が引継ぎしたか不詳だが平成18年8月23日の陳情案件を平成18年9月12日に調査し「その事実はなし」と違反のないことを記載したA4大報告書に、本件請求者が署名した報告書写の開示。</p> <p>建築指導課は平成18年8月23日の陳情案件を、情報課を介して一部開示と、大半を全部黒塗り開示した。黒塗り部分を解除した上で、同文書写の開示。</p>	R元.7.12	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元.8.15	建築局 建築指導課
61	2771	<p>実施機関は建建情第230号弁明書で、①情報課U職員が平成20年10月21日に写したり調査をしていないにも関わらず、平成20年10月22日審査課へ写真及び文書を手交した。と虚言弁明をしている。又横浜市情報公開・個人情報保護審査会からの答申書写しに、平成20年10月21日に写したと情報課U職員本人に聴取し確認したとは解せない。</p> <p>何度請求しても開示されないが『当時の審査課へ手交した平成20年10月21日に写し、調査した関係文書の開示を求める。』②又建建審第113号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成20年10月22日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と確認したと弁明している。何度請求しても開示されないが『情報相談課から手交された平成20年10月21日に写したり調査した関係文書の開示を求める。』なお審査課側の当事者として、現A情報相談課長が「今回あらためて前任者に確認しました。と確認されたことになっている。①②項の開示</p>	R元.7.19	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元.8.16	建築局 情報相談課

62	2772	<p>道路局総務課 総務.路政.調査課、旭土木事務所共有平成31年3月8日付、横浜市保土ヶ谷区白根町特定番地甲・特定番地乙写公図及び横浜市特定県営住宅敷地求積図参照)とした上で送付して頂き、道路局長へ起案し稟議し裁決した文書写の開示、と求めているが開示がない。改めて4度目の督促と文書写を開示請求する。</p> <p>神奈川県は所有地ではないから道水路境界調査を申請していない。にも関わらず、道路局は地番特定地番A地と地番特定地番Cと境界線抗があるにも関わらず、平成10年7月31日に国土調査どおりに復元した法務局に公図があるから確認を・・・に対し確認をした。</p> <p>白根地番特定地番A地を搾取している。①法務局に横浜市が送付した公図どおり復元されるよう求める。②復元前と復元後の補図及び公図、③平面図の開示を求める。</p> <p>道路局総務課 令和元年6月28日旭土第1109号別紙2、1(1)経緯「道路境界復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがある。境界標が自分の所有地を侵している。」指摘した事実を、平成31年4月26日横浜市長が請求者の私有地を搾取している現況を所属課長補佐及び係長が公図を基に現認して帰庁している。①神奈川県が整地し移譲した地番特定地番B道路の求積図の開示。国土調査時点の公図の開示。③国土調査成果後の公図の開示。④国土調査後に境界線が記入された敷地内現形図の開示。⑤昭和25年11月23日に2項道路になったと所属文書にある位置の開示。⑥途中2項道路でなかった時期があるとの文書があるが、期間の開示。⑦昭和40年6月5日に供用道路となったとの文書がある。其の、公図上の道路はどこか開示を求める。⑧平成4年に2項道路に判定されたと記載がある。場所、範囲を明示した公図の開示。⑨平成10年7月31日に所有者と復元について手続きが行われたとある。場所が違うのは何故か。手続した文書の開示。⑩平成22年に請求者に承諾印を求めたのはなぜか。求めた書類の開示。上記①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩項付定文書の</p>	R元.7.12	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元.8.16	道路局 総務課
----	------	---	---------	---------------	--------------	---------	------------

		開示を求める。					
63	2773	建情第 587 号令和元年 7 月 3 日別紙 2 は、平成 20 年 10 月 24 日に平成 20 年 10 月 21 日に請求者敷地の写真を写し調査書に基づき「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を作成し送付したと虚言の弁明があった件であるが、請求に対し、写真及び調査書写は 1 度も開示されず 10 年経過した。別紙 2 の建情課に関する記載に対し、「請求者敷地の写真を写し調査書を作成した。に関する双方の原議写の開示を求める。」	R 元. 7. 23	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 8. 23	建築局 情報相談課
64	2774	道総第 367 号令和元年 7 月 4 日付 (2) 「平成 4 年に・・・2 項道路と判定しました。』とのこと①道路がないのに何処を判定したのか。なお、②横浜市長の主張が昭和 25 年 11 月 23 日に 2 項道路になった。③昭和 40 年 6 月 5 日に『2 項道路になった。』④平成 10 年 7 月 31 日国土調査に基づく道水路境界復元工事で 2 項道路になった。平成 4 年に・・・変わったなどと変わることに。①②③④項の原議写の開示を希望する。 ①・・・是正指導が行われた。」と分かる文書原議写の開示。 ②平成 21 年になって 2 項道路ではないことが判明した』と分かる文書原議写の開示。 ②平成 18 年 8 月 23 日付文書に基づき同年 9 月 12 日に調査し「2 項道路ではない」と D 職員が記載し、A 現情報相談課長が承認済と裁決した文書の開示。 ③同平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。」について国から県に管理替えとなった地番特定地番 G と特定地番 A 地が接する一部 (9.8 メートル) について神奈川県が道水路境界復元を平成 10 年 4 月 20 日に申請する際に、神奈川県と手続きが従前所有者と行われた。其の通り証拠の鉄釘杭が設置されている。「市との間・・・云々虚言」。したがって、地番特定地番 A 残地の 4 m については申請者の県有地と接していないことから特定地番 A 所有者は承諾していない。国土調査後も板塀にペンキが塗	R 元. 7. 24	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 8. 23	道路局 総務課

		<p>ってあった筆界には鉄鋌杭が筆界杭として設置されている。平成 10 年に国土調査の復元により新杭を設置した・・・などと市民をごまかし私有地を横浜市が搾取した。と事実上添って指摘している。横浜市長が 218-18 冊と開示された文書にも承諾していない記載があることを所長、副所長と所長室で確認しているにも関わらず、「平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。」について⑤「原議写の開示を求める。」道路局長決済などと平成 31 年 1 月 8 日開示したような 1 月 6 日付で作成した偽造文書の開示は不可。</p>					
65	2775	<p>道道調第 296 号令和元年 7 月 1 日付別紙 1、別紙 2 と記載した非開示決定通知書は、実施機関横浜市長所属道路局道路部道路調査課 V 課長補佐（調査係長）及び同課 W 道路台帳係長が平成 31 年 4 月 26 日に公図を持参し、白根地番特定地番 A 私有地の南側には、横浜市の市有地及び道路は無く、横浜市が道路として、請求者（地番特定地番 A）の私有地を取り込んでいることを確認し、『横浜市は組織でやっているから、私たちでは謝罪できない。』と請求者の私有地を横浜市長が搾取している各筆界杭を現認して頂いた上で、本件は請求しているにも関わらず、本文書別紙 2 経緯では、「平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。」は、去る 6 月 29 日に局長と係長時に工事を監督した副所長と請求者の家族を交え「境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された」は虚言だと確認したが「筆界杭の表示位置が明示された公図の開示。」</p>	R 元. 7. 22	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 8. 23	道路局 道路調査課
66	2776	<p>建築局建築指導課 ・横浜市長は建築基準法第 42 条第 2 項の法施行（25 年 11 月 23 日）から建築基準法第 42 条第 2 項の道路となっているとの回答があるにも関わらず、平成 4 年に建築基準法第 42 条第 2 項の道路と・・・判定しました。とは出鱈目。正当文書及び公図の開示を求める。</p>	R 元. 7. 18	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 8. 29	建築局 建築指導課

		<p>第 42 条第 2 項に規定する道路ではなくなった…との理由について公図の開示と論拠についての文書の開示を求める。</p> <p>横浜市長は、既に道路はなく、建築基準法第 42 条第 2 項道路でもない時期があったについて、道路の所在地、期間、再度、建築基準法第 42 条第 2 項道路と判定された年月日の開示を求める。</p>					
67	2777	<p>建建指第 597 号令和元年 7 月 5 日別紙 2 は、平成 20 年 10 月 24 日に平成 20 年 10 月 21 日に請求者敷地の写真を写し調査書に基づき「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を作成した虚言と指摘したところ、『道路審議票白根〇丁目 91』に基づき作成した。と弁明があった件であるが、請求に対し『道路審議票白根〇丁目 91』の「平成 23 年度建建道第 2765 号一部開示決定通知書の誤字等について」の訂正が「6 月 21 日」X 名のメモにより訂正があったが、7 月 7 日付で再演があり指摘した。指摘から 1 週間、横浜市長の記番号による処理を請求したが音沙汰がない。③実施機関が作成日、相談日、調査日、調査場所の記入が無い、道路審議票偽造文書を開示履行せず帰られたので実施機関発出の建建道第 1118、1119、1120、1121、1122、1123、1124、1125、1126、1127、1128、1129、1130 号文書を請求し、④建建道第 1125、1127 号含むに関し裁決された経伺文書についても請求した。⑤平成 22 年 6 月 25 日付請求の「建築基準法にかかる道路審議票について旭区白根特定丁目（平成 21 年度まち建道第 653 号）」建建道第 826 号の開示。⑥平成 22 年 10 月 19 日付で「平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）」建建道第 1947 号として 11 月 22 日に建築道路課内にて開示された。⑦偽造文書だと指摘した「建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）（平成 21 年度まち建道第 653 号）」（建建道第 826 号文書と⑧「平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議について（旭区白根特定丁目）」建建道第 1947 号）にて開示された双方の文書を請求した。平成 24 年 1 月 30 日付請求「建築局</p>	R 元. 7. 24	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 8. 29	建築局 建築指導課

		<p>建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目（平成4年度）」と42通が平成24年2月14日に開示。⑩同日再請求し「建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目（平成4年度）」（建建道第2765号として「道路審議票白根〇丁目」名にて平成24年2月28日に17通の文書が開示された。⑪実施機関は虚言創作文にて「裁決書」を謳うが、上記⑨項の42通分を除く、平成24年2月13日建建道第2765号に係る17通の文書原議一式写しの開示請求に対し、平成29年2月24日付建建道第1570、1571、1573、1576、1577号にて「道路審議票〇丁目91」偽造文書5件、及び第1574号「平成23年度建建道第2929号」偽造文書1件、同第1574号「平成23年度建建道第2765号」偽造文書1件、第1572号「平成23年度建建道第2765号」偽造文書1件、第1575号「平成23年度建建道第2765号」偽造文書1件、同第1575号「平成22年度建建道1947号」偽造文書1件にて、実施機関林文子横浜市長から、開示請求がありました道路審議票、写真及び調査書写は1度も開示されず10年経過した。別紙2の建建指課に関する記載に対し、「各文書の原議写しの開示を求める。」</p>					
68	2778	<p>環創地第127号（令和元年7月8日付）にて、横浜市長は、前建築指導部長Y殿が新築を介した請求者の私有地を①平成4年に・・・建築基準法第42条第2項に規定する道路であると判定したとの虚言。②横浜市長は昭和25年11月23日に『2項道路になった。』③更に昭和40年6月5日に『道路法道路と共用道路の2項道路になった。』④更に『昭和43年の国土調査で市道になった。』更に、⑤『途中2項道路でない時期があった。』⑥更に「平成10年7月31日国土調査に基づく道水路境界復元工事で2項道路になった。」⑦反対側の家がセットバックをしていない上に、過去にセットバックをせずに建築していたと公函で分かることから市民情報室と協議して黒塗し非開示にした。などと、直ぐに分かる様な嘘で誤魔化し続けているが、①②③④⑤⑥⑦項各論拠文書の開示⑧項については黒塗部位を解除後の文書により開示を求める。⑩地籍調査後の敷地求積</p>	R元.8.13	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元.9.6	環境創造局 地籍調査課

		図及び敷地現形図の開示を求める。					
69	2779	<p>道路第 278 号（令和元年 6 月 28 日付）にて、横浜市長は、現建築指導部長 E 殿は請求者の私有地を調査せずに「違反建築物に対する是正勧告呼出通知書」を送付したことを謝罪しているにも関わらず、①『請求者に対して実施機関による是正指導等が行われた』との虚言に対し、論拠文書の開示及び E 部長に対する聴取を求める。②平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更した。とは捏造話であるが、県所有地特定地番 G と請求人所有地特定地番 A とは鉄鉾杭が境界線筆界杭となっており間はない。したがって道路もない。県所有地特定地番 G の生活道路は西側の白根通りであり、イチゴ畑で建築基準法第 42 条第 2 項道路に該当する人家も道路も無い。変更模様をどのように公示したのか公示文書、および論拠の開示を求める。</p> <p>③『地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成された』とは虚言。横浜市長が地籍調査後の敷地求積図及び敷地原形図の開示を求める。</p> <p>道路第 353 号（令和元年 7 月 11 日付）にて、横浜市長は、前建築指導部長 Y 殿が新築を介した請求者の私有地を写し調査書を作成し「違反建築物に対する是正勧告呼出通知書」を送付したことに対し、①写真と調査書の原議写を開示請求。してから 10 年が経過し未開示にしているにも関わらず、平成 4 年に・・建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定したなどと珍説、横浜市長は②昭和 25 年 11 月 23 日に『2 項道路になった。』③更に昭和 40 年 6 月 5 日に『道路法道路と共用道路の 2 項道路になった。』④更に『途中 2 項道路でない時期があった。⑤更に「平成 10 年 7 月 31 日国土調査に基づく道水路境界復元工事で 2 項道路になった。」⑥反対側の家がセットバックをしていない上に、過去にセットバックをせずに建築していたと図で分かることから市民情報室と協議して</p>	R 元. 8. 14	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 9. 9	道路局 路政課

		黒塗り非開示にした。などと、直ぐに分かる様な嘘で誤魔化し続けているが、①②③④⑤項各論拠文書の開示⑥は黒塗り部位の解除により開示を求める。					
70	2780	<p>建建指第 688 号（令和元年 7 月 18 日付）にて、横浜市長は、現建築指導部長 E 殿は請求者の私有地を調査せずに「違反建築物に対する是正勧告呼出通知書」を送付したことを謝罪しているにも関わらず、①『請求者に対して実施機関による是正指導等が行われた』との虚言に対し、論拠文書の開示及び E 指導部長に対する聴取を求める。②平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更した。とは捏造話であるが、県所有地特定地番 G と請求人所有地特定地番 A とは鉄鉾抗が境界線筆界抗となっており間はない。したがって道路もない。県所有地特定地番 G の生活道路は西側の白根通りであり、イチゴ畑で建築基準法第 42 条第 2 項道路に該当する人家も道路も無い。変更模様をどのように公示したのか公示文書、および論拠の開示を求める。</p> <p>③『地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成された』とは虚言。横浜市長が地籍調査後の敷地求積図及び敷地現形図の開示を求める。</p> <p>建建指第 716 号（令和元年 7 月 24 日付）にて、横浜市長は、前建築指導部長 Y 殿が新築を介した請求者の私有地を写し調査書を作成し「違反建築物に対する是正勧告呼出通知書」を送付したことに対し、①写真と調査書の原議写を開示請求。してから 10 年が経過し未開示にしているにも関わらず、平成 4 年に・・建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定したなどと珍説、横浜市長は②昭和 25 年 11 月 23 日に『2 項道路になった。』③更に昭和 40 年 6 月 5 日に『道路法道路と共用道路の 2 項道路になった。』④更に『途中 2 項道路でない時期があった』⑤更に昭和 40 年 7 月 31 日国土調査に基づく導水路境界復元工事で 2 項道路にな</p>	R 元. 8. 13	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 9. 13	建築局 建築指導課

		った。」⑥反対側の家がセットバックをしていない上に、過去にセットバックをせずに建築していたと図で分かることから市民情報室と協議して黒塗し非開示にした。などと、直ぐに分かる様な嘘で誤魔化し続けているが、①②③④⑤項各論拠文書の開示⑥は黒塗部位の解除により開示を求める。					
71	2781	建築局建築指導部建築情報相談課送着弁明書中 実施機関横浜市長は建情第 724 号弁明書にて、また、土地 A に関しては、昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、・・たとのこと、作成されたと弁明されているのと同じ公図写の開示を求める。	R 元. 8. 30	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 9. 24	建築局 情報相談課
72	2782	建築局建築指導部建築情報相談課送着弁明書中 実施機関横浜市長は建情第 728 号弁明書にて平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。の「手続き文書写しの開示」（218 冊 10 号除く）横浜市長より手続きしたという文書 218 冊 10 号に記載のないことを旭土木事務所長室で、Z 所長、a 副所長と確認した。道水路境界調査の申請者は神奈川県。したがって、境界を一にした県有地特定地番 G とのみ従前所有者は手続きした。一言申し添える。神奈川県に甲文書がある。 建築局建築指導部建築情報相談課送着弁明書中 実施機関横浜市長は建情第 734 号弁明書にて『以上のことに伴い、土地 A 地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は平成 22 年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下『開示請求等』といいます。）を行っています。』について、土地 A 地先の写真を平成 20 年 10 月 21 日に写し調査書を作成したという文書を特定し請求しているが、一度も開示されたことがない。改めて、「平成 20 年 10 月 21 日に写し作成されたという調査書写しの開示」	R 元. 9. 5	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 9. 30	建築局 情報相談課
73	2783	道路局総務課送着弁明書中	R 元. 9. 4	非開示	条例第 5 条	R 元. 10. 3	道路局

		<p>実施機関横浜市長は、道総第 46 号弁明書において『横浜市長は、平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地（以下「土地 A」といいます。）地先と弁明し、請求に対し一度も開示されないが、「地先とはどこからどこまでの範囲を言われているのか。公図写しの開示を求める。」</p> <p>建築局建築指導部情報相談課送着弁明書中 実施機関横浜市長は建情指第 724 号弁明書において、其の後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。とのことであるが、「是正指導がどの場所に対し、どのように行われたのか。其の指導模様、結果、状態が分かる文書の開示を求めます。」</p>		(権利濫用)	第 3 項		総務課
74	2784	<p>道路局道路部路政課送着弁明書中 実施機関横浜市長は道路第 422 号弁明書にて 審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあり、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対し主張し続けています。との主張について、1. ①神奈川県から道路移譲受けした昭和 40 年 3 月時の公図写の開示、2. ②国土調査前の昭和 40 年 4 月に登記した際の公図写の開示、③同 43 年度国土調査後平成 2 年法務局へ送付した際の公図写の開示、4. ④国土調査の道路復元と称し平成 10 年 7 月 31 日付作成した公図写の開示。</p>	R 元. 9. 9	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 10. 7	道路局 路政課
75	2785	<p>建築局建築情報相談課からの送着文書 建情第 897 号文書に『①平成 4 年に「旭区白根特定丁目特定地番 A の土地（以下「土地 A」といいます。）地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。②其の後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。③しかし、平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。④また、土地 A に関</p>	R 元. 9. 13	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 10. 8	建築局 情報相談課

		<p>しては、昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、⑤平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。</p> <p>①項、判定時点の 2 項道路の開示。②是正指導詳細の開示。③変更模様の開示。④境界線があるが・・明示されたという公図の開示。⑤手続きが従前所有者と市との「承諾書」の開示</p>					
76	2786	<p>建築局建築指導課送着弁明書中 実施機関横浜市長は建建指第 783 号弁明書において、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。と弁明されているが、開示請求に対し一度も開示されていない。どこからどこまでを判定したのか。判定したと同じ構図の公図写の開示を求める。</p>	R 元. 9. 4	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 10. 9	建築局 建築指導課
77	2787	<p>建築局建築情報相談課送着文書 建情第 911 号の非開示決定理由の書中に『①平成 4 年に「旭区白根特定丁目特定地番 A の土地（以下「土地 A」といいます。）地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。②其の後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。③しかし、平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。④また、土地 A に関しては、昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、⑤平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。①項、判定時点の 2 項道路の開示。②是正指導詳細の開示③変更模様の開示。④境界線があるが・・明示されたという公図の開示⑤手続きが、従前所有者と市との「承諾書」の開示⑩審査請求人は、隣接する市道との境界</p>	R 元. 9. 20	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 10. 15	建築局 情報相談課

		<p>について、国土調査、道路復元等の当時に作成され公図等の文書に誤りがあり、⑩境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対し主張し続けています。との各項論拠及び公図写しの開示。⑪以上のことに伴い、土地 A 地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、⑫審査請求人は平成 22 年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下『開示請求等』といいます。）を行っています。⑬平成 28 年度までは、開示の実施に一部応じていたこともありましたが、その際には不適切な事例も見られる状況でした。』との記載に対し、①から⑭項を付定した各項に対し、論拠、経緯等を明示した公図等による開示を求める。</p>					
78	2788	<p>道路局道路部道路調査課送着書中 実施機関横浜市長は、横浜市長所属道路局長及び旭区旭土木事務所長が、①国土調査の通り復元したなどと、白根地番特定地番 A の私有地を 2m 取り込み K4 筆界杭を設置した求積図の開示。（記載のない 218 冊 10 号除く）②神奈川県地番特定地番 G 地に K5 新杭を無断で設置したと言っている。神奈川県が承諾したことが明示された承諾書の開示。及び③同所の公図の開示。</p>	R 元. 9. 13	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 10. 16	道路局 道路調査課
79	2789	<p>道路局道路部道路調査課送着弁明書中 実施機関横浜市長は道道調第 521 号弁明書にて『・・平成 4 年に旭区白根特定丁目特定地番 A の土地（以下「土地 A」といいます。）地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条 2 項に規定する道路であると判定しました。②其の後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、③当該道路判定を前提として、④審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。⑤しかし、平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条 2 項に規定する道路ではないことが判明し、⑥実施機関は道路判定を変更しました。⑦また、土地 A に関しては、昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われ⑧これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、⑨平成 10 年には市道との境界を</p>	R 元. 9. 17	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 10. 16	道路局 道路調査課

		<p>確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。⑩審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあり、⑪境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対し主張し続けています。⑫以上のことに伴い、土地 A 地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、⑬審査請求人は平成 22 年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下『開示請求等』）と申します。）を行っています。⑭平成 28 年度までは、開示の実施に一部応じていたこともありましたが、その際には不適切な事例も見られる状況でした。」との記載に対し、①から⑭項を付定した各項に対し、論拠、経緯等を明示した公図等による開示を求める。請求に見合った文書の開示がなされない場合は、〇道路局長に見解と文書の開示を求めます。</p>					
80	2790	<p>建築局情報相談課送着の建情第 961 号による本件非開示決定に至る経緯について・・・平成 4 年に 2 項道路に規定する道路であると判定した』について、横浜市長は虚言を指摘され謝罪をしている。指摘された文書を更に変造し、原議の写しを開示せずに変造文書を開示し、変造しては更に変造し、本件審査請求人の土地を搾取している文書を開示請求した。請求文書に対し存在、不存在の決定をせずに、(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ) と実施機関横浜市長の文書変造行為が原因の事象案件による (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ) の各内容が記載され文書の開示を求める。</p>	R 元. 9. 27	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 10. 17	建築局 情報相談課
81	2791	<p>建築局建築指導課送着弁明書中 実施機関横浜市長は建建指第 824 号弁明書にて 『・・・①平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地（以下「土地 A」と申します。）地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。②其の後、土地 A は審</p>	R 元. 9. 13	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 10. 21	建築局 建築指導課

		<p>査請求人の所有するところとなり、③当該道路判定を前提として、④審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。⑤しかし、平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、⑥実施機関は道路判定を変更しました。</p> <p>⑦また、土地 A に関しては、昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われ⑧これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、⑨平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。⑩審査請求人は隣接する市道との境界について、国土調査、道路復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあり、⑪境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対し主張し続けています。⑫以上のことに伴い、土地 A 地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、⑬審査請求人は平成 22 年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下『開示請求等』といいます。）を行っています。⑭平成 28 年度までは、開示の実施に一部応じていたこともありましたが、その際には不適切な事例も見られる状況でした。」との記載に対し、①から⑭項を付定した各項に対し、論拠、経緯等を明示した公図等による開示を求める。請求に見合った文書の開示がなされない場合は、b 局長に見解と文書の開示を求めます。</p> <p>建築局建築指導課送着文書中 実施機関横浜市長は建建指第 363 号非開示文書中において、請求人の地番特定地番 A 地に対し、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条 2 項に規定する道路であると判定しました。と記載されているが、審査請求人の開示請求に対し一度も開示されていない。①どこからどこまでを、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条 2 項に規定する道路と判定したのか。②判定した土地と場所。③その範囲が明示された公図写の開示を求める。</p>					
82	2792	<p>道路局道路部路政課送着書中 実施機関横浜市長は、横浜市長所属道路</p>	R 元. 9. 18	非開示	条例第 5 条	R 元. 10. 23	道路局

		局長及び旭区土木事務所長が、①国土調査の通り復元したなどと、白根地番特定地番Aの私有地を2m取り込みK4筆界杭を設置した求積図の開示。（記載のない218冊10号除く）②神奈川県地番特定地番G地にK5新杭を無断で設置したと言っている。神奈川県が承諾したことが明示された承諾書の開示。及び③伺所の公図の開示。		(権利濫用)	第3項		路政課
83	2793	旭区白根特定丁目特定地番A地の筆界点番号が記載された面積測定用号図の開示。	R元.10.1	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元.10.23	環境創造局 地籍調査課
84	2794	道路局道路調査課課長補佐Vさん、同係長Wさんと私とで確認した上で請求したにも関わらず8度目になります請求場所と違っていただきますので請求人の所有する地番特定地番A地の筆界と白根特定丁目特定地番G筆界間の境界杭を中心にした平成10年7月31日に神奈川県が県有地を測量した際の地籍図及び表示図上に特定地番Gと地番号が記載されている部位を中心にした図面、1枚ないし2枚の開示を希望します。『平成4年に建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定しました』と、掌理事項外の案件に対し論じているが、①道路がどこにあるか。②その道路は幅員4m未満であるか。③その道路が都市計画編入以前から存在しているか。④その道路を利用しないと接道が取れない住宅が建ち並んでいるか。（最低でも2件あるか。） 建築基準法の判定に基づいた①②③④項、各項目に対する文書1枚の開示を求めます。	R元.10.4	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元.10.23	道路局 道路調査課
85	2795	道路局総務課送着 道総第637号文書に「①平成4年に「旭区白根特定丁目特定地番Aの土地（以下「土地A」といいます。）地先について建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定しました。②その後、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。③しかし、平成21年になって、当該道路部分が建築基準法第42条第2項に規定する道路ではないことが判明し、実施機	R元.9.20	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元.10.24	道路局 総務課

		<p>関は道路判定を変更しました。④また、土地 A に関しては、昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、⑤平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。①項、判定時点の 2 項道路の開示。②是正指導詳細の開示。③変更模様の開示。④境界線があるが・・・明示されたという公図の開示。⑤手続きが従前所有者と市との「承諾書」の開示⑩審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路復元等の当時に作成され公図等の文書に誤りがあり、⑪境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対し主張し続けています。⑫以上のことに伴い、土地 A 地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関の保有する行政文書を対象として、⑬審査請求人は平成 22 年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下『開示請求等』といいます。）を行っています。⑭平成 28 年度までは、開示の実施に一部応じていたこともありましたが、その際には不適切な事例も見られる状況でした。』との記載に対し、①から⑭項を付定した各項に対し、論拠、経緯等を明示した公図等による開示を求める</p>					
86	2796	<p>建築局建築指導課送着文書中 実施機関横浜市長は建建指第 363 号非開示文書中において、請求人の地番特定地番 A 地に対し、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。と記載されているが、審査請求人の開示請求に対し一度も開示されていない。①どこからどこまでを、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路と判定したのか。②判定した土地と場所。③その範囲が明示された公図写の開示を求める。</p>	R 元. 10. 1	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 10. 24	建築局 建築指導課
87	2797	<p>建築局建築指導課送着の建建指第 33. 96. 141. 146. 335. 363. 412. 545. 597. 607. 651. 655. 746. 820. 824. 688. 879 号非開示決定通知書及び弁明書記載の文書内容について未開示に上、御局による詭弁虚言</p>	R 元. 9. 19	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 10. 28	建築局 建築指導課

	<p>の言い放題となっており困惑しており、改めて記載された文書に対し、土地Aの所在地、方位、2項道路の存在地、それを明示された公図ほか論拠文書の開示請求を①から⑭項を付定し、下記各項に対する文書写の開示請求。</p> <p>『・・・①平成4年に、旭区白根特定丁目特定地番Aの土地（以下「土地A」といいます。）地先について建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定しました。②その後、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、③当該道路判定を前提として、④審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。⑤しかし、平成21年になって、当該道路部分が建築基準法第42条第2項に規定する道路ではないことが判明し、⑥実施機関は道路判定を変更しました。⑦また、土地Aに関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ⑧これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、⑨平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。⑩審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあり、⑪境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対し主張し続けています。⑫以上上のことに伴い、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、⑬審査請求人は平成22年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下『開示請求等』）を行っています。⑭平成28年度までは、開示の実施に一部応じていたこともありましたが、その際には不適切な事例も見られる状況でした。』との記載に対し、①から⑭項を付定した各項に対し、論拠、各記載事項に対する経緯等を何故起こったか。を明示した上で、公図関連する公図写し等の開示を求める。</p> <p>請求に見合った文書の不開示がなされたと判断した場合は、c局長に見</p>					
--	---	--	--	--	--	--

		解を求めます。					
88	2798	<p>建築局建築指導課送着文書 建建指第 1009 号の非開示決定理由の書中に『①平成 4 年に「旭区白根特定丁目特定地番 A の土地（以下「土地 A」といいます。）地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。②その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。③しかし、平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。④また、土地 A に関しては、昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、⑤平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。①項、判定時点の 2 項道路の開示。②是正指導詳細の開示。③変更模様の開示。④境界線があるが・・明示されたという公図の開示。⑤手続きが従前所有者と市との「承諾書」の開示⑩審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路復元等の当時に作成され公図等の文書に誤りがあり、⑪境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対し主張し続けています。との各項論拠及び公図写しの開示。⑫以上のことに伴い、土地 A 地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、⑬審査請求人は平成 22 年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下『開示請求等』といいます。）を行っています。⑭平成 28 年度までは、開示の実施に一部応じていたこともありましたが、その際には不適切な事例も見られる状況でした。』との記載に対し、①から⑭項を付定した各項に対し、論拠、経緯等を明示した公図等による開示を求める。</p>	R 元. 9. 26	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 10. 30	建築局 建築指導課
89	2799	<p>道路局路政課送着の道路第 532 号による本件非開示決定に至る経緯につ</p>	R 元. 10. 7	非開示	条例第 5 条	R 元. 10. 30	道路局

		いて・・・平成4年に2項道路に規定する道路であると判定した』について、請求者に横浜市長は虚言を指摘され謝罪をしている。その後、指摘された文書を更に変造し、原議の写しを開示せずに変造文書を開示し、請求者の土地を搾取している文書を開示せず変造しては更に変造し、請求文書に対し存在、不存在の決定をせずに、(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ) などと実施機関横浜市長の文書変造行為が原因の事象による(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ) の各内容が記載された文書の開示を求める。		(権利濫用)	第3項		路政課
90	2800	c 建築局長所属建築指導課送着の建建指第 1003 号ほか 33. 96. 141. 146. 335. 363. 412. 545. 597. 607. 651. 655. 746. 820. 824. 688. 879 号非開示決定通知書及び弁明書記載の文書内容について未開示にした上、御局の詭弁虚言の言い放題となっているが、「請求人の地番特定地番A地に対し、 ア. 平成4年に建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定しましたなどと論じている道路は何処にあるのか。明示された公図の写しを求める。 イ. その道路は幅員4m未満であるのか。 ウ. その道路が都市計画編入以前から存在していたか。 エ. その道路を利用しないと接道がとれない住宅が、最低でも2件建ち並んでいるのか。 ア. イ. ウ. エ項について、建築基準法の判定に基づいた文書部位の閲覧開示を求めます。	R元. 10. 4	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元. 11. 12	建築局 建築指導課
91	2801	情報相談課、旭区白根地番特定地番A請求者宅に関し、平成20年10月21日に写した。と家人が撮影者dさんと会話をしている写真を、何度も開示されておりますが、平成20年10月21日に写された写真ではありません。平成20年10月21日に写した写真の写の開示。	R元. 10. 28	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R元. 11. 13	建築局 情報相談課
92	2802	『建築局建築道路課の保有する道路審議票白根特定丁目91』文書の「特	R元. 10. 21	非開示	条例第5条	R元. 11. 21	建築局

		定年月日 1 付起案用紙に添付された、特定年月日 2 記録について情報開示請求をする。同起案文書に添付された記録によると特定個人の特定言動が記録されているが、本内容は、記録作成者が事実を反した虚偽作成した公文書である。よって (1) 実際の記録作成年月日、(2) 作成後、記録を修正した事実の有無、もしあるならば、修正年月日、修正した者の所属、役職、氏名 (3) 本記録の作成者の所属役職、氏名 (4) 本記録内容を裏付けるもの (5) 当方の言動内容について、記録者の言動の内容が間違いないと証言している者の有無、もしいるなら、その者の所属、役職、氏名、及び内容 (6) 突然席を立ち帰ってしまったと記載されているが、その行動を証するもの (7) 記録に「eさんはセットバックをしていないが・・・旨を指導する」と記載されているが、その旨をeさんに説明したことを裏付けるもの、更に、「過去に建築していたと分かることから市民情報室と協議し非開示とした」と黒塗した理由及び『道路審議票白根〇丁目 91』についても同様の趣旨により開示を求める。(8) 以上の 1 から 7 までを証する公務員が職務上作成した記録、文書、及び電磁的記録」の開示請求。		(権利濫用)	第 3 項		建築指導課
93	2803	地籍調査課、旭区白根地番特定地番A請求者宅に関する成果簿算出の根拠とされた敷地 4 角が公図上の明示されている公図の開示。及び同敷地の筆界杭位置記載の公図写の開示	R 元. 10. 25	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 12. 2	環境創造局 地籍調査課
94	2804	道路局路政課 ①旭区白根地番特定地番A宅に接する道路の公図写しの開示。②同現形図の開示	R 元. 10. 30	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 12. 2	道路局 路政課
95	2805	道路局に現地現況の立会確認までしていただいた上で開示請求している案件に対し、c 建築局長所属は建建指第 1317 号令和元年 10 月 21 日付、『旭区白根特定丁目特定地番A地先の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して請求された別紙 1 の記載内容に該当する行政文書』と隠蔽を謀った上で、白根地番特定地番Aと同特定地番Gに対し「平成 4 年に 2 項道路に規定する道路であると判定した」と隠蔽を謀ったが道	R 元. 11. 6	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 12. 6	建築局 建築指導課

		路は無く、「間」もない。したがって、建築局は建築基準法第 42 条第 2 項に該当する部位の原議写しの開示を未開示にしているが、改めて、「建築基準法第 42 条第 2 項に該当する部位の原議写しの開示請求をする。」					
96	2806	建築指導課、旭区白根地番特定地番 A 請求者宅に関する道路審議票白根 92 文書写しの開示。 道路局道路調査課 請求者が立ち会った旭区白根地番特定地番 A 宅に接する道路の公図写しの開示	R 元. 10. 29	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 12. 16	建築局 建築指導課
97	2807	建築指導課 道路局に現地の立会確認までしていただいた上で開示請求した案件に対し、一度も開示なく未開示にしている上に、本件開示請求書については『旭区白根特定丁目特定地番 A 地先の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して請求された別紙 1 の記載内容に該当する行政文書』などと隠蔽を謀りだしたが、白根地番特定地番 A と同特定地番 G 間に建建指第 1172 号令和元年 8 月 13 日付等で平成 4 年に 2 項道路に規定する道路であると判定したとある。建築基準法第 42 条第 2 項に該当する部位の原議写しの開示	R 元. 11. 1	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 12. 16	建築局 建築指導課
98	2808	実施機関地籍調査課への開示請求。1. 『…平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地 A 地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。とのことであるが、「2 項道路と判定したと言う資料文書及び公図写の開示。」 2. その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、…とのことであるが「土地 A」の開示。 3. 当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。…と記載があるが『是正指導が行われたという確認できる根拠及び資料写の開示。 4. しかし、平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、…と記載があるが、判明した経緯及び資料とその範囲について開示を求める。	R 元. 11. 15	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R 元. 12. 26	環境創造局 地籍調査課

		5. 実施機関は道路判定を変更しました。・・・と記載があるが、「所有者に変更箇所が分かるよう公図の開示。」					
99	2809	建築指導課 I 建築道路課係長時、『机の上でやっているのだから2項道路だなんて、旭区白根特定丁目特定地番Nだけでなく、分からないから勝手に色を塗っているんだよ。』と言い、帯同した息子の怒りに触れ、課の窓際へ逃げ回りましたが、白根地番特定地番A地する道を勝手に色を塗ったと言う道路平面図公図写しの開示。	R元. 12. 9	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R2. 1. 14	建築局 建築指導課
100	2810	市民局市民情報室長 市市情第1103号により、『令和元年11月8日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。』延長の理由「当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため」と、市民情報課が文書を出しているにも関わらず、「所管課の特定に日時を要し」と開示遅延を謀ったことに対し、市民局市民情報室長に見解の開示を求めます。	R元. 12. 4	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R2. 1. 24	市民局 市民情報課
101	2811	市民局市民情報室長は、市市情第1103号への開示請求に対し、『令和元年11月8日に開示請求がありました行政文書の決定等については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。』延長の理由「当該開示請求については、所管課の特定に日時を要し、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるため」と、市民情報課が文書を出しているにも関わらず、「所管課の特定に日時を要し」とは、・・・市民局市民情報室長の見解を求めます。	R2. 1. 9	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R2. 2. 6	市民局 市民情報課
102	2812	情報相談課平成20年10月21日旭区白根地番特定地番A地の写真を写し調査書を作成し審査課へ渡した「写真と調査書の開示」②審査課へ渡した文書の枚数の開示」	R2. 1. 10	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R2. 2. 19	建築局 情報相談課

103	2813	<p>固定資産税は、台帳課税主義を原則として課税するとされているが、登記簿の登記事項と現況に違いがあることを請求者に指摘され、現地を確認し登記事項と現況とに、横浜市が 3.844 m²搾取したことによる違いがあることを承知しながら事実と相違しているものであれば課税できませんと規則があるにも関わらず、多年に渡り賦課している。①白根地番特定地番A地に適正課税されていると実施機関が言える文書の開示。②請求者に適正課税されていない。と指摘された文書の開示。③指摘に対し現地を視察後に日報等記載文書一式の開示。④貴所が請求地部位のみを平成 29 年度単価で算出した文書写の開示。⑤白根地番特定地番A地の現況に対し課税された平成 13 年以降の文書の開示。⑥登記簿に登記されている事項が事実と相違した課税となっており、当該土地の所在地を管轄する登記所にそのすべき登記又は登記されている事項の修正その他の措置を申し出るよう指摘されているが怠っている。⑤白根地番特定地番A現況地形の通りに適正課税されている文書写の開示。</p>	R2. 2. 19	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R2. 3. 19	旭区 税務課
104	2814	<p>道路局路政課 請求者所有地番特定地番Aを実施機関道路局路政課長は横浜市が登記したと諮問していたことが、横浜市情報公開・個人情報保護審査会から妥当との答申結果の送着があった。 諮問した場所が明示されている公図の開示。 道路局長 f 旭土木事務所副所長から『該当地については昭和 43 年に国土調査を実施し、現在法務局の地図において、市道白根 164 号線と同一地番である特定地番Bとなっています。したがって、当該地は本市所有の道路となります』などと虚言文書が届いた。 神奈川県が横浜市に 9 号線（現白根第 164 号線）を移譲した際に登記し移管した文書の開示</p>	R2. 3. 18	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R2. 4. 14	道路局 路政課
105	2815	<p>(1) 別紙添付しました令和 2 年 3 月 18 日道路第 1174 号送付来非開示決定文</p>	R2. 4. 7	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R2. 5. 22	道路局 路政課

	<p>書に記載の『・平成4年に、旭区白根特定丁目特定地番Aの土地地先について建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定しました。「その後、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、・・当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。しかし、平成21年になって、当該道路部分が建築基準法第42条第2項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。・と送付来文書に記載があるが、実施機関は令和2年2月6日にも道路がない事を確認して帰庁している。</p> <p>『変更した場所が公図上に明示されている公図写しの開示』 郵送を希望します。</p> <p>(2)</p> <p>別紙添付しました令和2年3月18日道路第1174号送付来非開示決定文書に記載の『・・平成4年に、旭区白根特定丁目特定地番Aの土地地先について建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定しました。「その後、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、・・当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。」について、令和2年2月6日にも道路がないことを確認して帰庁しているのに『審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われたと言われる場所が公図上に明示されている公図写しの開示』 郵送を希望します。</p> <p>(3)</p> <p>別紙添付しました令和2年3月18日道路第1174号送付来非開示決定文書に記載の「土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は平成22年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下『開示請求等』といいます。）を行っています。の「土地A地先の道路判定箇所の公図写の開</p>					
--	--	--	--	--	--	--

	<p>示」及び隣接する市道との境界等に関連して・の「市道の公図写しの開示。」 郵送を希望します。</p> <p>(4)</p> <p>別紙添付しました令和2年3月18日道路第1174号送付来非開示決定文書に記載の「審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあり、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対し主張し続けています。国土調査時に設置された査定杭が筆界として設置されている。道路復元など必要がないにも関わらず、「復元されたと言われている作成された公図写しの開示」 郵送を希望。</p> <p>(5)</p> <p>別紙添付しました令和2年3月18日道路第1174号送付来非開示決定文書に記載の『平成4年に、旭区白根特定丁目特定地番Aの土地地先について建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定しました。「その後、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、・・当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。」について、令和2年2月6日にも道路がないことを確認して帰庁しているにも関わらず、『審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われたと言われる場所が公図上に明示されている公図写しの開示』 郵送を希望します。</p> <p>(6)</p> <p>別紙添付しました令和2年3月18日道路第1174号送付来非開決定文書に記載の『平成4年に、旭区白根特定丁目特定地番Aの土地地先について建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定しました。「その後、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、・・当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。しかし、平成21年になって、当該道路</p>					
--	--	--	--	--	--	--

		<p>部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更した土地 A に関しては、昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われこれにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成されたと、令和 2 年 2 月 6 日にも道路がないことを確認して帰庁されているにも関わらず、令和 2 年 3 月 18 日道路第 1174 号送付来文書に記載の『変更された場所が公図上に明示されている公図写しの開示』 郵送を希望す。</p> <p>(7)</p> <p>別紙添付しました令和 2 年 3 月 18 日道路第 1174 号送付来非開決定文書に記載の『・平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。「その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、・・実施機関は令和 2 年 2 月 6 日にも道路がないことを確認して帰庁されていますが、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。」について「①公図上の場所と何の指導をされたのか明示された文書の写しの開示。」しかし、平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。と道路第 1174 号送付来文書にある。『平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されました。とある。②『市道と境界を確認した境界標の設置位置が公図上に明示された公図写しの開示。』及び、③『境界標が設置された査定位置が公図上に記載されている公図写しの開示。』 郵送を希望す。</p>					
106	2816	<p>(1)</p> <p>市民局市民情報課長へ開示請求 令和元年 12 月 4 日市市情第 1165 号で開示請求文書を「別紙 1」と非開示決定通知書に記載し、『・平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の上土地地先について建築基準法（昭和 25 年</p>	R2. 4. 8	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R2. 6. 2	市民局 市民情報課

	<p>法律第 201 号) 第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。</p> <p>「その後、・当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。」について「①公図上の場所と何の指導をされたのか明示された文書の写しの開示。」同、平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。『平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されたと記載がある。</p> <p>②市道と境界を確認した境界標の設置位置が公図上に明示された公図原議写しの開示。』</p> <p>③『境界標が設置された査定位置が公図上に記載されている公図原議写しの開示。』</p> <p>(2)</p> <p>市民局市民情報課長へ開示請求 令和元年 12 月 4 日市市情第 1165 号で開示請求文書を「別紙 1」と非開示決定通知書に記載されていますが「開示請求に係る行政文書」欄には「旭区白根特定丁目特定地番 A 地先の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して請求された別紙 1 の記載内容に該当する行政文書」と変え、実施機関の文書改竄、偽造行使が起囚の事象を理由に①『(2) 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。②開示決定を受けたにもかかわらず正当な理由なく閲覧等せず、繰り返し同様の文書を開示請求するとき。』①②の事実の原議写しの開示と根拠規定及び当該規程を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならぬに対し③甲の非開示情報のどの事実部分に根拠規定が適用されているのか。④甲のどの様な事実によって審査請求人に権利利益が害されるおそれがあると判断されたのか。⑤何故その判断が規程に該当すると判断できたのか。①②③④⑤の事実の原議写しと論拠原議の写し開示。</p>					
--	---	--	--	--	--	--

	<p>(3) 市民局市民情報課長へ開示請求 令和元年 12 月 4 日市市情第 1165 号で開示請求文番を「別紙 1」と非開示決定通知書に記載されていますが「開示請求に係る行政文書」欄には「旭区白根特定丁目特定地番 A 地先の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して請求された別紙 1 の記載内容に該当する行政文書」と変え、実施機関の文書改竄、偽造行使が起因の事象を理由に①『(1) 開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかであると認められるとき。②実施機関の業務遂行を停滞させることを開示請求の目的とすることが明らかに認められる』①②の事実の原議写しの開示。及び根拠規定及び当該規程を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない』。③甲の非開示情報のどの事実部分に根拠規定が適用されているか。④甲のどの様な事実によって審査請求人に権利利益が告されるおそれがあると判断されたのか。⑤何故その判断が規程に該当すると判断できたのか。①②③④⑤の事実の原議写し開示と論拠の原議写しの開示。</p> <p>(4) 市民局市民情報課長へ開示請求 令和元年 12 月 4 日市市情第 1165 号で開示請求文書を「別紙 1」と非開示決定通知書に記載されていますが「開示請求に係る行政文書」欄には「旭区白根特定丁目特定地番 A 地先の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して請求された別紙 1 の記載内容に該当する行政文書」と変え、実施機関の文書改竄、偽造行使が起因の事象を理由に、『(3) 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるととき。「行政文書をほとんど閲覧せずに立会いの職員に対して長時間にわたり自説を主張する」、「開示日程を一方的にキャンセルする」、「特定の職員による応対を強要する」「長時間にわたって職員の応対を強要する」又は「開示請求することを目的として行政文書等の作成を強要する」などの不適正な行為が同一人から同一の実施機関に対して繰り返</p>					
--	--	--	--	--	--	--

	<p>返し行われている。』①②の事実の原議写しの開示。及び根拠規定及び当該規程を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならぬに対し、③の非開示情報のどの事実部分に根拠規定が適用されているのか。④甲のどの様な事実によって審査請求人に権利利益が害されるおそれがあると判断したのか。⑤又何故その判断が規程に該当すると判断できたのか。①②③④⑤の各判断事実の原議の写しの開示と論拠原議の写しの双方の開示。</p> <p>(5)</p> <p>市民局市民情報課長へ開示請求 令和元年 12 月 4 日市市情第 1165 号で開示請求文書を「別紙 1」と非開示決定通知書に記載されていますが「開示請求に係る行政文書」欄には「旭区白根特定丁目特定地番 A 地先の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して請求された別紙 1 の記載内容に該当する行政文書」と変え、実施機関の文書改竄、偽造行使が起因の事象を理由に、①『(4) 開示請求する実益は無いことが明らかである。②にもかかわらず、同一文書の請求を繰り返すとき。』③甲の非開示情報のどの事実部分に根拠規定が適用されているのか。④甲のどの様な事実によって審査請求人に権利利益が害されるおそれがあると判断されたのか。⑤又何故その判断が規程に該当すると判断できたのか。①②③④⑤の論拠の原議写しの開示。</p> <p>(6)</p> <p>市民局市民情報課長へ開示請求 令和元年 12 月 4 日市市情第 1165 号で開示請求文書を「別紙 1」と非開示決定通知書に記載し、開示請求文書を非開示決定された文書に『・平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。「その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、・・当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。」と記載ありますが、</p>					
--	---	--	--	--	--	--

	<p>審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われたと言われる場所 が公図上に明示されている公図原議写しの開示』</p> <p>(7)</p> <p>市民局市民情報課長へ開示請求 令和元年 12 月 4 日市市情第 1165 号で 開示請求文書を「別紙 1」と非開示決定通知書に記載し、『平成 4 年に、 旭区白根特定丁目特定地番 A の土地地先について建築基準法（昭和 25 年 法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。 「その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、・・・当該道路判 定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われ ました。平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更し た土地 A に関しては、昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われこれにより隣接する市道との境界を明示 する公図が作成された。『市道との境界が明示された公図原議写しの開 示』</p> <p>(8)</p> <p>市民局市民情報課長へ開示請求 令和元年 12 月 4 日市市情第 1165 号で 開示請求文書を「別紙 1」と非開示決定通知書に記載し、『平成 4 年に、 旭区白根特定丁目特定地番 A の土地地先について建築基準法（昭和 25 年 法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。 「その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、・・・当該道路判 定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われ ました。平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項 に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しま した。・と送付来文書に記載がありますが、『変更した場所が明示されて いる公図原議写しの開示』</p> <p>(9)</p>					
--	--	--	--	--	--	--

	<p>市民局市民情報課長へ開示請求 令和元年 12 月 4 日市市情第 1165 号で開示請求文書を「別紙 1」と非開示決定通知書に記載されていますが「開示請求に係る行政文書」欄には「旭区白根特定丁目特定地番 A 地先の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して請求された別紙 1 の記載内容に該当する行政文書」と変え、実施機関の文書改竄、偽造行使が起因の事象を理由に、①実施機関が調査し文書を作成した。と開示もせず、ア同一文書が特定されることが明らかであるにも関わらず、②社会通念上考えられない間隔・頻度で開示請求を繰り返す。』③甲の非開示情報のどの事実部分に根拠規定が適用されているのか。④甲のどのような事実によって審査請求人に権利利益が害されるおそれかあると判断したのか。⑤又何故その判断が規程に該当すると判断できたのか。①②③④⑤の論拠の原議写しの開示</p> <p>(10)</p> <p>市民局市民情報課長へ開示請求 令和元年 12 月 4 日市市情第 1165 号で開示請求文書を「別紙 1」と非開示決定通知書に記載し、「審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査道路復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあり、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対し主張し続けています。国土調査時に設置された査定杭が筆界として設置されている。道路復元など必要がないにも関わらず。「復元されたと言われている作成された公図原議写しの開示」</p> <p>(11)</p> <p>市民局市民情報課長へ開示請求 令和元年 12 月 4 日市市情第 1165 号で開示請求文書を「別紙 1」と非開示決定通知書に記載し、『. . .平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。「その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、. . .当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行</p>					
--	--	--	--	--	--	--

		<p>われました。」について、『審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われたと言われる場所が明示されている公図原議写しの開示』</p> <p>(12)</p> <p>市民局市民情報課長へ開示請求 令和元年 12 月 4 日市市情第 1165 号で開示請求文書を「別紙 1」と非開示決定通知書に記載し、「土地 A 地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は平成 22 年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下『開示請求等』といいます。）を行っています。の土地 A 地先の道路判定箇所公図原議写の開示」及び隣接する市道との境界等に関連して・の「市道の公図原議写しの開示。」</p>					
107	2817	<p>1 旭区役所税務課所属 g は令和 2 年 2 月 19 日旭税第 610 号送付来非開示決定文書に記載の『平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。「その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、・・実施機関は令和 2 年 2 月 6 日にも道路がないごとを確認して帰庁されていますが、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。」について「①公図上の場所と何の指導をされたのか明示された文書の写しの開示。」同、しかし、平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。と送付来文書にあり、『平成 10 年には市道との境界を確認する境界復元の手続きが従前所有者と市との間で行われ境界標が設置されましたと記載がある。②『市道と境界を確認した境界標の設置位置が公図上に明示された公図写しの開示。』③『境界標が設置された査定位置が公図上に記載されている公図写しの開示。』</p> <p>2 旭区役所税務課所属 g は令和 2 年 2 月 19 日旭税第 610 号送付来非開示決定文書に記載の『平成 4 年に旭区白根特定丁目特定地番 A の</p>	R2. 4. 8	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R2. 7. 8	旭区 税務課

		<p>土地地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。「その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、・・・当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。しかし、平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更した土地 A に関しては、昭和 43 年に国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が行われこれにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成されたと、令和 2 年 2 月 6 日にも道路がないことを確認して帰庁されているにも関わらず、令和 2 年 3 月 17 日建情第 2073 送付来文書に記載の『変更された場所が公図上に明示されている公図写しの開示』</p> <p>3 旭区役所税務課所属 g は令和 2 年 2 月 19 日旭税第 610 号送付来非開示決定文書に記載の『・平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。「その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、・・・当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。しかし、平成 21 年になって、当該道路部分が建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路ではないことが判明し、実施機関は道路判定を変更しました。・と送付来文書に記載があるが、実施機関は令和 2 年 2 月 6 日にも道路がない事を確認して帰庁している。『変更した場所が公図上に明示されている公図写しの開示』</p> <p>4 旭区役所税務課所属 g は令和 2 年 2 月 19 日旭税第 610 号送付来非開示決定文書に記載の『・平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地地先について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。「その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、・・・当該道路判定を前提として、審査</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>諸求人に対して実施機関による是正指導が行われました。」について、令和 2 年 2 月 6 日にも道路がないことを確認して帰庁しているのに『審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われたと言われる場所が公図上に明示されている公図写しの開示』</p> <p>5 旭区役所税務課所属 g は令和 2 年 2 月 19 日旭税第 610 号にて送付来非開示決定文書に記載の『・平成 4 年に、旭区白根特定丁目特定地番 A の土地地先について建築基準法(昭和 25 年年法律第 201 号) 第 42 条第 2 項に規定する道路であると判定しました。「その後、土地 A は審査請求人の所有するところとなり、・・当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われました。」について、令和 2 年 2 月 6 日にも道路がないことを確認して帰庁しているにも関わらず、『審査請求人に対して実施機関による是正指導が行われたと言われる場所が公図上に明示されている公図写しの開示』</p> <p>6 旭区役所税務課所属 g は令和 2 年 2 月 19 日旭税第 610 号にて送付来非開示決定文書に記載の「審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあり、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対し主張し続けています。国土調査時に設置された査定杭が筆界として設置されている。道路復元など必要がないにも関わらず。「復元されたと言われている作成された公図写しの開示」</p> <p>旭区役所税務課所属 g は令和 2 年 2 月 19 日旭税第 610 号にて送付来非開示決定文書に記載の「土地 A 地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は平成 22 年度頃から繰り返し開示請求及び本人開示請求(以下『開示請求等』といいます。)を行っています。の「土地 A 地先の道路判定箇所の公図写の開示」及び隣接する市道との境界等に関連して・の「市道の公図写の開示。」</p>					
--	--	---	--	--	--	--	--

	<p>7 旭区役所税務課所属 g は令和2年2月19日旭税第610号にて「別紙1」と開示請求文書を通知書に記載しているが「開示請求に係る行政文書」欄には旭区白根特定丁目特定地番A地先の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して請求された別紙1の記載内容に該当する行政文書」と変え、実施機関の文書改竄、偽造行使が起因の事象を理由に、①実施機関が調査し文書を作成した。と開示もせず、ア同一文書が特定されることが明らかであるにも関わらず、②社会通念上考えられない間隔・頻度で開示請求を繰り返す。』③甲の非開示情報のどの事実部分に根拠規定が適用されているのか。④甲のどの様な事実によって審査請求人に権利利益が害されるおそれがあると判断したのか。⑤又何故その判断が規程に該当すると判断できたのか。①②③④⑤の事実の開示。</p> <p>8 旭区役所税務課所属 g は令和2年2月19日旭税第610号にて「別紙1」と開示請求文書を通知書に記載しているが、「開示請求に係る行政文書」欄には「旭区白根特定丁目特定地番A地先の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して請求された別紙1の記載内容に該当する行政文書」と変え、実施機関の文書改竄、偽造行使が起因の事象を理由に、①『(4) 開示請求する実益は無いことが明らかである。②にもかかわらず、同一文書の請求を繰り返すとき。』③甲の非開示情報のどの事実部分に根拠規定が適用されているのか。④甲のどの様な事実によって審査請求人に権利利益が害されるおそれがあると判断したのか。⑤又何故その判断が規程に該当すると判断できたのか。①②③④⑤の事実の開示。</p> <p>9 旭区役所税務課所属 g は令和2年2月19日旭税第610号にて「別紙1」と開示請求文書を通知書に記載しているが「開示請求に係る行政文書」欄には「旭区白根特定丁目特定地番A地先の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して請求された別紙1の記載内容に</p>					
--	---	--	--	--	--	--

		<p>該当する行政文書」と変え、実施機関の文書改竄、偽造行使が起因の事象を理由に、①『(3) 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるととき。「行政文書をほとんど閲覧せずに立会いの職員に対して長時間にわたり自説を主張する」、「開示日程を一方的にキャンセルする」、「特定の職員による応対を強要する」「長時間にわたって職員の応対を強要する」又は「開示請求することを目的として行政文書等の作成を強要する」などの不適正な行為が同一人から同一の実施機関に対して繰り返し行われている。』①②の事実の開示。及び根拠規定及び当該規程を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。』③甲の非開示情報のどの事実部分に根拠規定が適用されているのか。④甲のどの様な事実によって審査請求人に権利利益が害されるおそれがあると判断したのか。⑤又何故その判断が規程に該当すると判断できたのか。③④⑤の事実の開示。</p> <p>10 旭区役所税務課所属 g は令和2年2月19日旭税第610号に「別紙1」と開示請求文書を通知書に記載しているが「開示請求に係る行政文書」欄には「旭区白根特定丁目特定地番A地先の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して請求された別紙1の記載内容に該当する行政文書」と変え、実施機関の文書改竄、偽造行使が起因の事象を理由に、①『(2) 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。②開示決定を受けたにもかかわらず正当な理由なく閲覧等せずに、繰り返し同様の文書を開示請求するとき。』①②の事実の開示。及び根拠規定及び当該規程を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。』③甲の非開示情報のどの事実部分に根拠規定が適用されているのか。④甲のどの様な事実によって審査請求人に権利利益が害されるおそれがあると判断したのか。⑤又何故その判断が規程に該当すると判断できたのか。③④⑤の事実の開示。</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>11 旭区役所税務課所属 g は令和2年2月19日旭税第610号にて「別紙1」と開示請求文書を通知書に記載しているが「開示請求に係る行政文書」欄には「旭区白根特定丁目特定地番A地先の土地の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して請求された別紙1の記載内容に該当する行政文書」と変え、実施機関の文書改竄、偽造行使が起因の事象を理由に、①『(1) 開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかであると認められるとき。②実施機関の業務遂行を停滞させることを開示請求の目的とすることが明らかに認められる。』①②の事実の開示。及び根拠規定及び当該規程を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない』。③甲の非開示情報のどの事実部分に根拠規定が適用されているのか。④甲のどの様な事実によって審査請求人に権利利益が害されるおそれがあると判断したのか。⑤又何故その判断が規程に該当すると判断できたのか。③④⑤の事実の開示。</p>					
108	2818	<p>(1) 旭土木事務所長は、『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成26年6月以前は文書による回答は差し控えさせていただいておりました。昨年6月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させて頂いておりますが、内容がぼうだいと求められている対象事案を特定することが難しいものが多いことと裁判のなかで取り扱われた事案であることなどの理由により、改めて文書で回答をするためには過去の経緯等を詳細に再確認する必要があるため時間がかかっております。まずは文書回答に先立ち引き続き職員が直接お伺いし、T様が疑問に思われていることのひとつひとつについて、これからも誠意をもって対応させていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解をお願いします』。と、対話をしたにも関わらず、約束を反故にしている上に、請求者の</p>	H31. 1. 21	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R3. 2. 5	旭区 旭土木事務所

	<p>開示請求に対し平成 30 年 11 月 22 日まで延長と、非開示文書と一緒に 1 カ年以上の遅延通知書の送付が続くので開示請求す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成 26 年 12 月 9 日付の旭土第 3591 号、建築道路課から平成 22 年 9 月 2 日付で、旭区白根地番特定地番 A と地番特定地番 C 間は建築基準法の道路か否か。弁護士法第 23 条の 2 第 2 項により照会書を受け回答したと旭土木事務所長から回答を得ている。『弁護士法第 23 条の 2 第 2 項文書一式の開示』 2 弁護士法第 23 条の 2 第 2 項によるとのことであるから、旭土木事務所が横浜弁護士会長へ回答された回答文書の写しの交付 3 上記 2 項の回答書中で、旭土木事務所が「昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認する。」と平成 22 年 9 月 27 日付で「否認」したが、無い道路が何処に存在するのか。公図、論拠、根拠文書の開示。 4 旭土木事務所が上記 2 項書中で旭区白根特定丁目特定地番 A と特定地番 C 間に特定地番 B の一部という道路が存在するとのことであるが、場所の位置、登記した年月日及び公図の開示。 5 旭土木事務所は、神奈川県から購入した旭区白根特定丁目地番特定地番 A と地番特定地番 C 間にある私有地は「昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号において道路となっている。」と回答した文書。 6 旭土木事務所が訴訟に対し、「昭和 48 年直後に解放された。」と回答した回答書。 7 旭区白根特定丁目地番特定地番 A の所有者から道路だと承諾書を頂いているという。承諾書の開示。 8 旭土木事務所が、「既に昭和 48 年道路として供用を開始している。」と回答した供用土地を明示した文書及び公図。 9 横浜市旭区白根特定丁目特定地番 A の所有者から 18 番杭及び 19 番杭までが道路だ。と承諾書を頂いている。と回答した。①回答書と道路として表示された図に署名押印した承諾書の開示。 					
--	--	--	--	--	--	--

	<p>10 旭土木事務所は、地番特定地番A所有者から 18 番杭と 19 番杭間を道路だと承諾している。と回答した。①18 杭及び 19 番杭は、地番特定地番Aの所有地ではないにも関わらず、承諾したように回答し、平成 22 年 7 月 22 日、請求者に承諾を求めた「立会通知書」。と②同時に求めた「承諾書」の開示。</p> <p>11 横浜市旭区白根特定丁目特定地番Aの所有地は「昭和 48 年直後、既に道路として供用を開始している。」と捏造し回答した。回答書の閲覧。</p> <p>12 旭土木事務所が、昭和 48 年直後の道路位置を明示した文書。</p> <p>(2)</p> <p>旭土木事務所長所属は、開示決定等の期限、第 11 条各項の決定、開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に実行しない上に、市民情報室長に開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっている。と指摘されたにも関わらず、未だに開示・非開示等の決定無く、横浜市情報公開・個人情報保護審査会から請求内容について平成 29 年 2 月 24 日に事情聴取を受け「審査請求人の指摘するような事実等はない。」と嘘で貶めた等の事実がある。1. 平成 29 年 6 月 21 日で 60 日の開示決定等期間延長を了した文書の開示 2. 延長決定するに際し、立案、経伺し裁決（或は専決）した文書の開示。</p> <p>(3)</p> <p>旭土木事務所長所属は、開示決定等の期限、第 11 条各項の決定、開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に実行しない上に、市民情報室長に開示・非開示等の決定はしたものの、未だその内容を請求者に通知しておらず、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分もない『処分不作為』の状態になっている。と指摘されたにも関わらず、未だに開示・非開示等の決定無く、平成 29 年 2 月 24 日に横浜市情報公開・</p>					
--	--	--	--	--	--	--

	<p>個人情報保護審査会から請求内容について所属は事情聴取を受け「審査請求人の指摘するような事実等はない」と貶めた事実があるが、「平成 29 年 6 月 21 日で 60 日の開示決定等期間延長を了した文書写しの開示」</p> <p>(4)</p> <p>『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成 26 年 6 月以前は文書による回答は差し控えさせていただいております。昨年 6 月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させていただきますが、内容がぼうばいで求められている対象事案を特定することが難しいものが多いこと、裁判のなかで取り扱われた事案であることなどの理由により、改めて文書で回答をするためには過去の経緯等を詳細に『①再確認する必要があるため時間がかかっております。・・・』まずは文書回答に先立ち引き続き職員が直接お伺いし、T 様が疑問に思われていることのひとつひとつについて、これからも誠意をもって対応させていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解をお願いします』との所長文書上記『①と付定した文内容に対する進捗済文書の開示。』</p> <p>平成 26 年 12 月 9 日付の旭土第 3591 号、建築道路課から平成 22 年 9 月 2 日付で横浜市旭区白根地番特定地番 A と同特定地番 C との K1 査定杭間に地番特定地番 B はないにも関わらず、建築基準法の道路か否か。弁護士法第 23 条の 2 第 2 項による照会書の送付を受けたから回答した。と旭土木事務所長から其の回答文書の送付があったので確認をした。</p> <p>① 『旭土木事務所が上記照会に「昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認する。」と平成 22 年 9 月 27 日付で回答に資した論拠根拠文書の開示』。</p> <p>② 同旭土木事務所が上記照会に「旭区白根特定丁目特定地番 B の一部と論じ回答した部位及び回答に資した根拠論拠文書の開示。」</p> <p>③ 同旭土木事務所が上記照会に対し「昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第</p>					
--	--	--	--	--	--	--

	<p>110号において道路となっている。」と回答した論拠根拠文書の開示。」</p> <p>④ 同上記照会に、旭土木事務所は、「昭和48年直後に解放された。」との請求者の答弁文に対し、「既に道路として供用を開始している」と回答している。①「供用を開始しているとの土地の所在及び其の論拠根拠文書の開示」。</p> <p>⑤ 同旭土木事務所は、横浜市旭区白根特定丁目特定地番Aの所有者から18番杭及び19番杭までが道路だと承諾したと回答している。「公図に明示された表示図に承諾の署名押印した承諾書の開示。」</p> <p>⑥ 平成22年道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・・承諾書に記名押印又は署名をさせていただきます。と承諾を求めた立会書と承諾書の開示。</p> <p>⑦ 請求人が所有する横浜市旭区白根特定丁目特定地番A地に接する地番特定地番G、国調時の求積表の閲覧と貴所が平成10年7月31日施行時の地番特定地番Gと同特定地番C及び同様地番特定地番Gと特定地番A間の求積表の閲覧。⑥特定地番Aと特定地番C間の昭和43年、平成4年、平成10年及び平成18年の三斜実測図の閲覧。</p> <p>⑧ 旭土木事務所が、イ. 上記⑦項各所間の測量に際し基準点及び査定点とした杭の位置を明示した公図の開示。」ロ. 昭和43年9月24日から行われた国土調査後の積算表の開示。ハ. 平成10年7月31日付導水路境界調査施行後の双方の積算表の開示。ニ. 私有地にK4.20番杭とK4-1.21番杭を国土調査に基づいたと私有地を3.844㎡取り込み搾取しているが、算出した文書原議一式写しの交付。</p> <p>⑨ 旭土木事務所は、平成29年2月24日横浜市情報公開・個人情報保護審査会（藤原静雄会長）から審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、虚言にて凌いだ答申更生第1397号の4頁（ア）「・・道路境界確定区間延伸事業については、弁明書作成の時点に於いて・・・当該事業は無く、などと虚言による記載がある。平成27年2月の時点</p>					
--	--	--	--	--	--	--

		<p>で、旭土木事務所は文書を見せられたが、警察署長職h宅と遠方に居住されているi宅2名の方の承諾が取れ次第開示するとのことであったが8年経過したが未だに未開示。横情審の事情聴取を受けた際も工事をしていないと虚言で凌いだ様子。イ. 特定測量会社(v社長)に支払った工事費明細の写しの開示。</p> <p>⑩ 旭土木事務所は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会(平成29年2月24日)の聴取に、審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、『そのような行為を行っておらず、審査請求人が指摘するような事実等はない。』と説明し、『地番特定地番A所有者から18番杭から19番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と記載された文書「旭土第2036号」の存在を隠蔽した様子だが、『地番特定地番A所有者から18番杭から19番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と文書には記載がある。ア. 『18番杭から19番杭までの表示図』の開示。イ. 表示図と一体化した紙面に署名押印した承諾書の開示。」</p> <p>⑪ 『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが・・・ひとつひとつについて、これからも誠意をもって対応させていただきたいと考えております』と未開示にしている文書ア. 平成27、28年に請求者が旭区長j経由で送付した文書の閲覧開示。イ. 同28年、29年に請求者が旭区長k軽油にて送付した文書の開示。ウ. 28初29年に請求者が貴所にFAX送信した文書の開示。</p> <p>⑫ 「旭土第2036号」文書中『横浜市の道路となっている。』との論拠及び根拠文書の開示。</p> <p>⑬ 旭土木事務所は、平成29年2月24日横浜市情報公開・個人情報保護審査会から、審査請求人の開示請求内容について事情聴取を受けた様子の答申更生第1397号(平成29年6月15日付)が5月26日に続いて届いた。6~7頁エ段「建築局道路課長へ回答し訴訟に加担した文書。」等について「そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘する</p>					
--	--	---	--	--	--	--	--

		<p>ような事実等はない。」と虚言で凌いでいるが、文書の6～7頁エ段「建築局道路課長へ回答し訴訟に加担した文書が有る事実が記載されている。『平成22年9月2日付照会書照会事項5について下記のとおり回答します。と「建築局情報相談部建築道路課長様」あて送付した文書の開示。』</p> <p>⑭ 同旭土木事務所は、平成29年2月24日横浜市情報公開・個人情報保護審査会から審査請求人の開示請求「旭土第2036号」文書ほかの内容について事情聴取を受けた様子の答申第1397号文書が届いているが、7頁上段5行目「建築局情報相談部建築道路課長へ回答し訴訟に加担した文書。」そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等はない。と説明しているが、『旭土第2036号』文書には、「建築局情報相談部建築道路課長様」に宛て作成し送付し、請求者が原告の訴訟相手代理人に法廷で陳述させている。『旭土木事務所副所長名で建築局情報相談部建築道路課長様』と送付した文書「旭土第2036号」文書を『起案し経伺した文書一式の開示。』</p> <p>⑮ 平成27年5月19日13時から19時まで、旭土木事務所1副所長やm係長、環境局地積調査課n課長、o係長13時から16時まで、現況を詳細に確認した通りに早期復元すると現況を調査確認した際に、横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番C間の私有地について、建築局建築道路課宛第2036号文書で、横浜市旭区白根特定丁目特定地番Aの所有者が18番及び19番杭までが道路であると承諾したと送付しているのを確認した。ア.『平成10年5月25日付で承諾者を写した写真』イ.同日、認知症が進み介護施設に入っている。pが承諾したとことが明示された表示図と承諾書の写しの開示。』イ.『承諾者旭土木事務所（横浜市長名にて）が、本件請求者の地番及び住所を承諾書に記載し、立会い依頼書と共に、平成26年12月23日持参し承諾を求めた『承諾書と立会書』の開示。</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>⑩ 旭土木事務所は、横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番C間を、第2036号文書にて昭和48年直後「既に道路として供用を開始している。」と、貴所事務掌理事項ではないにも関わらず、建基法第42条第2項と供用を開始していると記載しているのを確認した。論拠文書の開示。」</p> <p>⑪ 横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番C間について、平成19年1月29日付、請求者の所有地白根特定地番Kと記載し「道路だ。」と旭土木所長名の配達証明郵便にて注意書の送付があった。『白根特定地番Kの範囲、形態を明示した公図と文書』の開示。」</p> <p>⑫ 横浜市旭区白根地番特定地番Aと同特定地番C間について、『道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します。承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。』と、持参した承諾書と署名押印の求めに、ア「所有者が応じた文書の開示。」審査会の聴取に「道路境界確定区間延伸事業は行っていないと虚言で凌いだが、イ。「業者（特定測量会社）に依頼した文書の写しの開示。」</p> <p>(5)</p> <p>道路局長は、移管する前から旭土木事務所が管理をしていましたので、旭土木事務所へ電話連絡をし、T様から頂いた文書も送付しました。受付は旭土木事務所の1、mです。と道総398号（平成27年6月24日付）書面を頂戴しているが進捗が無い。平成30年6月4日に旭土木事務所職員q、r他1名の3名が、官民境界先行調査及び国土調査で決まっている県と請求人の敷地筆境界杭をスコップを翳し抜きに来た。「受付・・・」と記載のある1は退職し、mは異動した旨。平成10年7月31日付で国土調査通りに復元し、「18番杭から19番杭・・・の所有者特定地番Aから承諾書を頂いていると云う承諾書の開示」</p> <p>(6)</p> <p>道路局は、平成30年1月16日付文書により、法務局へ登記した登記</p>					
--	--	--	--	--	--	--

	<p>書類は5年間保管後に廃棄した。などと9件の文書の送付があったが、地番特定地番A、特定地番C境界杭間には横浜市が移譲受した道路はないにも関わらず、①「旭区白根特定丁目特定地番Bの一部と道路局が主張する根拠及び論拠を明示した現形図の開示」②「昭和40年6月5日から供用(2項道路と)を開始したと虚言の主張している道路部位及び供用道路の範囲を明示した文書の開示」</p> <p>(7) 道路局が平成30年1月4日付道路第1064号に於いて「市道白根第164号線に係る改廃原議一式(昭和40年5月市会)(住企第370号及び第226号)開示決定しているが、神奈川県から道路移譲された、旭区白根特定丁目特定地番H地の査定杭から同特定地番C地の査定杭間44.06mに結線されていることが確認できる地積表及び公図の開示。</p> <p>① 道路局が平成30年1月4日付道路第1064号に於いて「市道白根第164号線に係る改廃原議一式(昭和40年5月市会)(住企第370号及び第226号)開示決定しているが、神奈川県から地番特定地番Bの道路移譲された際と同特定地番H地の査定杭の開示。</p> <p>② 上記同様地番特定地番C地の査定杭の開示。</p> <p>(8) 実施機関横浜市が、18番杭から19番杭まで白根地番特定地番Lの所有者から道路だと承諾書を頂いている。との承諾書の開示。</p> <p>(9) 白根地番特定地番Cの境界線の境界標と同特定地番Aとの境界線の境界標について①44.06mの境界査定杭を撤去した年月日と②横浜市の見解理由の開示。</p> <p>(10) 昭和43年実施の国土調査で決まっている境界線があるにも関わらず、白根地番特定地番Cの境界線の境界標と同特定地番Aとの境界線の境界標</p>					
--	---	--	--	--	--	--

	<p>を隠蔽し、境界標から双方に 90cm ずつ実施機関横浜市に搾取されている。実施機関横浜市の見解等を明示している文書等の開示。</p> <p>(11)</p> <p>実施機関横浜市は、18 番杭から 19 番杭まで白根地番特定地番 L の所有者から道路だと承諾書を頂いている。承諾書が有るとのこと。「18 番杭から 19 番杭が表示された表示図に署名押印された承諾書は、業務上作成する必要が無く存在していないため。」と整合性が無い。横浜市の整合性のある見解及び明示した文書の開示。</p> <p>(12)</p> <p>道路局長にあてた文書に対し、『該当地については、昭和 43 年に国土調査を実施し、現在法務局の地図において、市道白根 164 号線と同一地番である特定地番 B となっています。したがって、当該地は本市所有の道路となります』と旭土木事務所副所長 f 名により出鱈目な返書があったことに対し、開示請求をする。①該当地とは何処であるか不明確であるが、横浜市が神奈川県から移譲された際の地番特定地番 A に接する境界線境界標杭の開示。②「該当地については・・・の該当地の全境界標の開示」。③同様に県から移譲受けした際に各境界標が明示されていた文書の開示」。④同様に官民境界先行調査後に移譲された公図等のうち、県営住宅現形図の開示」。⑤「旭区白根特定丁目特定地番 C と同特定地番 A と同特定地番 B の境界線境界標杭の開示」。⑥「旭区白根特定丁目特定地番 C と同特定地番 A と同特定地番 H との境界線境界標杭の開示」。⑦同⑥項に設置されていた境界線境界標杭の開示」。⑧平成 10 年 7 月 31 日付で「旭区白根特定丁目特定地番 C と同特定地番 A と同特定地番 H とに接する境界線に境界標として設置されていた境界線境界標杭を、新たに私有地を取り込んで新設杭を設置した根拠理由見解の開示」。⑨同様に平成 10 年 7 月 31 日付で「旭区白根特定丁目特定地番 C と同特定地番 A と同特定地番 B と接する境界線に境界標として設置されていた境界線境界標杭を、</p>					
--	--	--	--	--	--	--

	<p>新たに私有地を取り込んで新設杭を設置した根拠理由見解の開示」。⑩道路局所属が、『現在法務局の地図において、市道白根 164 号線と同一地番である特定地番 B となっています』について、同一地番と判る境界線境界標の境界杭を明示した公図の開示」。⑪『したがって、当該地は本市所有の道路となります』について、昭和 43 年に国土調査を実施し設置した地番特定地番 A に接する境界線境界標杭の開示」。⑫『現在法務局の地図において、市道白根 164 号線と同一地番である特定地番 B となっています。と、「特定地番 A 及び特定地番 C との境界線の境界標杭をアスファルトで埋設したか。或は撤去し、私有地を取り込んで新設した工事の名称及び工事年月日の開示」。⑬『同一地番である特定地番 B となっています』。とのことであるが、「地番特定地番 A の私有地を、どの様にして同一にしたのか。神奈川県から移譲された際の明示文書の開示」。⑭『法務局の地図において、市道白根 164 号線と同一地番である特定地番 B となっています』。とは虚言で、実際は私有地を取り込んでいるが、地番特定地番 C の境界線の境界標杭と同特定地番 A との境界線の境界標杭については、44.06m 先の境界標杭と国土調査で接している。其の査定杭を撤去したのなら其の年月日の開示』。⑮同様に埋設したものなら、その埋設した年月日の開示」。⑯同様に、両請求に合致していなく、国土調査時のまま設置されているなら、其の境界線境界標杭を現地にて開示」。⑰移譲され、官民境界調査後の昭和 43 年実施の国土調査で決まって境界線境界標杭が設置されているにも関わらず、同所の境界標杭を撤去もしくは埋設による不明状態にしていることに対する横浜市道路局長の理由と見解の開示」。⑱地番特定地番 C の境界線の境界標と同特定地番 A との境界線の境界標（筆界杭）を、境界標から双方に 90cm づつ、横浜市に搾取されている。路政課では寄付受をされていないと回答を得ている。道路局長の見解を求めると共に、其の論拠理由を明示された文書等の開示」。⑲旭区白根地番特定地番 A に対し、M 路政課長の「アツ そこだったのか」と、</p>					
--	---	--	--	--	--	--

	<p>「登記し5年経過したので登記書類は廃棄した」に整合する公図及び見解文書等の開示」。⑳県有地の地番特定地番B道路を横浜市が移譲受けした際に、神奈川県が横浜市に移譲した各文書のうち、地番特定地番A地を登記したことが判る文書の開示」。㉑道路局所属が、18番杭から19番杭まで白根地番特定地番Lの所有者から道路だと承諾書を頂いている。との承諾書の開示。㉒道路局所属が「18番杭から19番杭が表示された表示図に署名押印された承諾書は、業務上作成する必要が無く存在していないため。」ある見解及び明示した文書の開示。</p> <p>(13)</p> <p>横浜市が、平成10年4月20日付にて、神奈川県所有横浜市旭区白根特定丁目特定地番Gに関する道水路境界調査の申請を受け、申請により関係土地所有者と横浜市は立会協議をし、境界調査を了した道路の開示。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 境界調査の作業は、横浜市が契約している測量事業者が行ったことであるが測量業者の住所、業者名の開示。 2 申請者に指示した市道認定改廃原議図、旧道路台帳図、道路台帳平面図（現況図）、耕地整理図、境界調査図の開示。 3 申請者に指示した資料調査時の公図、地積測量図、市道認定路線図、市有溝渠堤塘測量図の開示。 4 申請者に指示した道路台帳平面図、区域線図等の現地調査資料の開示。 5 申請者（依頼された測量事業者）に対し、横浜市担当係員sは、どのように境界確定作業について協議したのか。協議年月日及び箇所、場所内容の開示。 6 申請者（依頼された測量事業者）に対し、申請者が、作業の実施にあたり、他人の土地への立入り工作物の除去と植栽の伐採を行う必要があった際に、介護施設に入居していた関係地権者白根特定丁目地番特定地番Aに承諾させる際に、申請者担当tから事前に協議し 					
--	---	--	--	--	--	--

		<p>た作業地（地番特定地番B道路）外に疑義を感じ確認した際に、2項道路だからと虚言を言い2mセットバックをしなければならない。更に国土調査の境界線の杭のところへ新設したと見せて承諾させ、其の後に植栽の中へ K4 石杭を新設するよう指示をさせていないかが判る論拠の開示。</p> <p>7 観測手簿、観測記簿及び計算簿等の測量成果の写しの開示。</p> <p>8 境界明示は、道水路等とそれに隣接する土地との境界が確定していない場合に、隣接地の所有者と立会協議の上、その境界を確定することをいいますとあるが、神奈川県 t 職員が境界明示した際に教示した地積測量図、公図、土地宝典、道路台帳平面図（現況図）、市道認定路線図、旧道路台帳図、耕地整理図の開示。</p> <p>9 境界復元とは資料に基づき、現地において、滅失あるいは移動している境界標の復元を行うことをいいますとあるが、神奈川県 t 職員に境界復元の際に市職員 s が教示した市有溝渠堤塘測量図、市道認定改廃原議図の開示。</p> <p>10 復元方法は、関係する周囲の既存境界標からの距離法により行うものとしませんが、移動していない既存境界標の座標値に基づいて滅失あるいは移動している境界標を復元する。既設の多角点又は新設された多角点により境界標を復元するには多角測量により行ってくださいと有るが、s 市職員は、どの方法によることを指導したのか開示を求める。</p> <p>11 立会を円滑に進めるため、事前に仮杭（木杭及び鋸等）を所有者に了解を得てから民地内に設置するよう教示していないようだが、所有者と写した写真の開示。</p> <p>12 境界立会は、申請者は係員と協議して決定した日時に、現地で測量及び杭打ち等立会業務に従事してください。と指導及び指示したのが確認できる写真及び文書の開示を求める。</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>13 又立会いに従事する者は、専任従事者1名を含めて計2名以上でお願いします。と指導したのが判る写真及び文書を開示して下さい。</p> <p>14 境界標の埋設は、申請者は、立会により決定した境界点に境界標の埋設を行ってください。と有るが、上述の通り介護施設に入居しているが立会が出来たのか。市は承諾書が有ると言うが開示をしないので、承諾書或は委任状の開示。</p> <p>15 境界標設置・撤去について、境界標の埋設は、原則、石標を埋設しますが、埋設不可能の場合は本市規格の鋳物杭を設置します。鋳物杭も設置不可能の場合は本市規格のプレート又は鉄鋌を打設します。鉄鋌も打設不可能な場合は、「十字の刻み」表示とします。拡幅、払下げ等により一年以内に滅失する境界標については、本市係員の承諾を得て木杭又はプラスチック杭で表示することができます。と有るが、設置を指導した境界標の種類の開示を求める。</p> <p>16 復元点の確認をされたものと思慮するが、復元点が道路現況と著しく異なる場合は、立会いを実施する前に係員と調整してください。と有るが調整しなかったのは何故か。明示した文書なり論拠の開示を求める。</p> <p>17 境界標の調査について、第19条は、資料図があり、現地に境界標が見当たらないときは、図面記載距離に基づいて調査掘削してくださいとある。掘削に当たっては関係地権者に配慮をしてくださいともある。地権者に指導したのが判る文書の開示</p> <p>(14) 国土調査錯誤のため昭和44年に行われた横浜市旭区白根町特定地番A周辺の調査図及び公図国土調査錯誤のため、平成4年に行われた横浜市旭区白根町特定地番A周辺の調査図及び公図国土調査錯誤のため、平成6年に行われた横浜市旭区白根町特定地番A周辺の調査図及び公図国土調査錯誤のため、平成10年に行われた横浜市旭区白根町特定地番A周辺</p>					
--	--	--	--	--	--	--

		<p>の調査図及び公図国土調査錯誤のため、平成 17 年に行われた横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図国土調査錯誤のため、平成 22 年に行われた横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図国土調査錯誤のため、平成 27 年に行われた横浜市旭区白根町特定地番 A 周辺の調査図及び公図</p> <p>(15)</p> <p>実施機関（旭土木事務所長）は、建築局へ旭土第 2036 号にて、『地番特定地番 A 所有者から 18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界承諾書を頂いている。』と記載した文書を送付した。① 地番特定地番 A 所有者が、18 番杭から 19 番杭までが道路だと境界を承諾した承諾書の開示。② 実施機関が、平成 29 年 2 月 24 日に横浜市情報公開・個人情報保護審査会から、請求人の開示請求内容について事情聴取を受け、『実施機関が平成 22 年 7 月 27 日付で、平成 22 年 8 月 9 日午前 11 時 30 分に請求人へ立会いを求め『18 番杭、19 番杭が表示された表示図に署名押印したとされる承諾書の開示』</p>					
109	2819	<p>『道路局が、平成 30 年 1 月 4 日付道路第 1064 号に於いて「市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式（昭和 40 年 5 月市会）（住企第 370 号及び第 226 号）開示決定をしている。が、①神奈川県から横浜市が道路移譲された旭区白根特定丁目特定地番 H 地の査定杭から同特定地番 C 地の査定杭間 44.06m に結線されていることが確認できる地積表及び公図の開示。②道路局が平成 30 年 1 月 4 日付道路第 1064 号に於いて「市道白根第 164 号線に係る改廃原議一式（昭和 40 年 5 月市会）（住企第 370 号及び第 226 号）開示決定している。が、神奈川県から地番特定地番 B の道路移譲された際の同特定地番 H 地の査定杭の開示。③上記同様地番特定地番 C 地の査定杭の開示。④平成 4 年に地番特定地番 A 宅新築のため境界点（査定点）横のペンキの塗ってあった構造物と評された板塀を壊し、境界点（査定点）を挟んだ向かいの地番特定地番 C 宅が昭和 38 年に査定</p>	H31. 1. 31	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R3. 2. 5	旭区 旭土木事務所

	<p>杭より石垣を 40 センチ人が通れるだけ下げて積んだ。出来た空地は道路では無い。昭和 43 年度の国土調査で確定している地番特定地番 C 地の東北、東南、西北、西南の 4 角の査定杭の開示。⑤及び同地番特定地番 H 地の査定杭から地番特定地番 C 地の東北、西北の査定杭間の査定杭に接続されている杭の位置の開示。⑥昭和 43 年度の国土調査で確定している地番特定地番 C 地の東北、東南、西北、西南の 4 角の査定杭へ地番特定地番 H 地の査定杭から地番特定地番 C 地の東北、西北の査定杭間の査定杭に接続されている地番特定地番 C 地の杭の位置を 90cm 地番特定地番 C 地内へ移設した工事の名称。⑦及び同工事の理由の開示。⑧昭和 43 年度の国土調査で確定している地番特定地番 C 地の東北、東南、西北、西南の 4 角の査定杭。其のうちの東北から西北境界間にある昭和 43 年度の国土調査で確定している査定杭に、昭和 43 年度の国土調査で確定している地番特定地番 H 地の査定杭が、地番特定地番 C 地に接続された査定杭がある。此の査定杭から地番特定地番 A 地の昭和 43 年度の国土調査で確定している東南杭が 90cm 下げられた理由の開示。⑨又工事の名称と工事年月日の開示。⑩昭和 43 年度の国土調査で確定している地番特定地番 C 地の東北、東南、西北、西南の 4 角の査定杭のうち、地番特定地番 C 地の西北の査定杭から地番特定地番 A 地の西南の査定杭に接続されている査定杭から、地番特定地番 A 地の西南杭が 90cm 下げられた理由の開示。⑩又同工事の名称と工事年月日の開示。⑪昭和 43 年度の国土調査で確定している地番特定地番 M 地の東北、東南、西北、西南の 4 角の査定杭。其のうちの、市が移譲された道路地番特定地番 B 地に接する昭和 43 年度の国土調査で確定している西南の査定杭の位置の開示。⑫同様地番特定地番 A 地の東南の昭和 43 年度の国土調査で確定している査定杭に接続されている地番特定地番 M 地の査定杭の位置の開示。⑬地番特定地番 A 地の東南杭が 90cm 下げられた理由の開示。⑭又同工事の名称と工事年月日の開示。⑮開示決定等の期限について条例では、開示請求があった日</p>					
--	--	--	--	--	--	--

		<p>の翌日から起算して14日以内に開示・非開示等の決定を実行することになっているが未だせずに請求者に通知しておらず、平成30年3月15日及び同6月13日、同6月29日、その結果、条例に基づく申請に対して何等の処分のない『処分不作為』の状態になっている。白根特定丁目特定地番A地に接する建築基準法第42条第2号について「何処に存在するのか明示した文書の開示」を求める。⑯旭区白根特定丁目特定地番A地の「昭和43年度の国土調査終了時の公図の開示。⑰同所についてK3査定杭と新設したK4杭の種類、名称と、設置理由と年月日の開示の開示。⑱同旭区白根特定丁目特定地番GのK4査定杭との公図上の位置を明示した文書の開示。⑲K5杭の設置理由の開示。⑳公図上のK5新杭の位置を明示した文書の開示。」</p>					
110	2820	<p>① 平成10年7月31日の道水路境界調査により2項道路と道路法道路との共用道路となった地番場所、範囲等について明示した写しを求める。旭土第3906号横浜市長 ア平成10年7月31日に道水路境界調査をした地番、場所はどこか。イ同調査で請求者敷地を国土調査時より搾取していない。と明示した事実の開示を求める。ウ特定地番A所有者が18番杭から19番杭まで道路だと承諾しているについて、承諾した場所を明示した承諾書の開示を求める。エ横浜市長 平成10年4月20日に申請された道水路境界調査の申請場所はどこか。開示を求める。オ申請者の所在地はどこか。カ横浜市長 同申請地の申請地番はどこか。キ横浜市長 地番白根特定地番D P氏が承諾した場所はどこか開示を求める。ク横浜市長 地番白根特定地番D Q氏が承諾した場所はどこか明示した上で開示を求める。ケ横浜市長 地番白根特定地番E R氏が承諾した場所はどこか明示した上で開示を求める。コ地番白根特定地番F S氏はどこについて承諾したのか場所を明示した上で開示を求める。</p>	H31.2.18	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R3.2.5	旭区 旭土木事務所
111	2821	<p>旭土第3745号平成31年2月19日付別紙2(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)と付し(平成29年度、平成30年度)の各事項に対し虚言記載</p>	H31.3.12	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R3.2.5	旭区 旭土木事務所

		されている部署から獲得した文書の写しを内訳書及び納付書同封の上、郵送を希望する。					
112	2822	<p>道路局共有案件</p> <p>平成10年7月31日に旭区白根特定丁目特定地番Aの所有者から、18番杭から19番杭までを道路として承諾書を頂いている。と、神奈川県が調査依頼した場所違いの案件の承諾書を開示された。「18番杭から19番杭までを道路として承諾書を頂いている。」との承諾書の開示を求め再請求した。横浜市長 平成32年などと有りもしない年号にて開示決定期間を延長したが、『承諾書をもらっているから場所はどこでもよい』との理由2点は開示されていない。国土調査法による調査で決定している境界線筆界標杭の範囲を明示した上で、その範囲を逸脱して新杭を設置したことについて、横浜市長の見解と回答を求める。</p>	R元.5.8	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R3.2.10	旭区 旭土木事務所
113	2823	<p>横浜市長所属道路局旭土木事務所は神奈川県水道水路境界調査申請場所ではないにも関わらず、地番特定地番A、所有者から「18番杭から19番杭までを道路として承諾書を頂いている。」と、所有者が承諾した場所の承諾書を開示せずに、場所違いのところについて承諾した承諾書の開示を繰り返した挙句、「承諾書をもらっているから場所はどこでもよい。」などと開示されたが、道路局長裁決文書（平成31年1月10日着）とも矛盾している。表示図と一体になった承諾書の開示を求める。</p>	R元.6.28	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R3.2.10	旭区 旭土木事務所
114	2824	<p>横浜市長所属道路局旭土木事務所は神奈川県水道水路境界調査申請場所ではないにも関わらず地番特定地番A、所有者から「18番杭から19番杭までを道路として承諾書を頂いている。と、所有者が承諾した場所の承諾書を開示せずに、場所違いの承諾した承諾書の開示を繰り返した挙句、「承諾書をもらっているから場所はどこでもよい。」などと開示されたが、道路局長裁決文書（平成31年1月10日着）と矛盾している。表示図と一体になった承諾書の開示を求める。請求文書について内訳書及び納付書同封の上、請求人の処理後に郵送を希望</p>	R元.7.12	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R3.2.10	旭区 旭土木事務所

115	2825	旭土木事務所長 市道白根第 164 号線道路と、同地番特定地番 A の境界点（査定点）と地番特定地番 C 地の境界標の開示。	R 元. 7. 12	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R3. 2. 10	旭区 旭土木事務所
116	2826	行政機関名旭区旭土木事務所は、請求者に対し平成 32 年などと長期開示決定等期間延長を発出しているが、既に 700 日を過ぎている延長もある。下記について、御所にて記載された最先期日文書から開示を求める。 件名 受付年月日 延長後の期限 決定年月日 超過日数 期限までに開示決定等がされなかった理由	R 元. 9. 24	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R3. 2. 10	旭区 旭土木事務所
117	2827	実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第 19 条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第 22 条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成 28 年 8 月 19 日付請求分 1 件の審査請求書未処理の不作为がある。進捗状況確認の閲覧開示を求める	R 元. 10. 2	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R3. 2. 10	旭区 旭土木事務所
118	2828	実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第 19 条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第 22 条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成 29 年 1 月 23 日付請求分 2 件の審査請求書未処理の不作为がある。進捗確認のため請求書の閲覧開示を求める。 実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第 19 条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第 22 条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成 29 年 1 月 4 日付請求分 2 件の審査請求書未処理の不作为がある。進捗確認のため請求書の閲覧開示を求める。	R 元. 10. 10	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R3. 2. 10	旭区 旭土木事務所
119	2829	実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第 19 条では、審査請求	R 元. 10. 10	非開示	条例第 5 条	R3. 2. 10	旭区

		<p>があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第1項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年2月17日付請求分2件の審査請求書未処理の不作为がある進捗状況を確認の閲覧開示を求める</p>		(権利濫用)	第3項		旭土木事務所
120	2830	<p>(1) 実施機関(旭土木事務所)は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第1項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年1月31日付請求分2件の審査請求書未処理の不作为がある。進捗確認のため請求書の閲覧開示を求める。</p> <p>(2) u 旭土木事務所長 は請求者へ特例などと開示等決定期間延長通知を多数発出しているが、既に平成29年6月2日請求文書などの期限は700日を経過してきた。各決裁文書写しの開示を求める。</p> <p>(3) 実施機関(旭土木事務所)は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第1項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年3月17日付請求分3件の審査請求書未処理の不作为がある。進捗確認のため請求書の閲覧開示を求める。</p> <p>(4) 実施機関(旭土木事務所)は、審査会への諮問等第19条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第22条第1項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成29年6月19日付請求分2件の審査請求書未処理の不作为がある。進捗確認のため請求書の閲覧開示を求める。</p> <p>(5)</p>	R 元. 11. 8 及び R 元. 11. 15	非開示 (権利濫用)	条例第5条 第3項	R3. 2. 10	旭区 旭土木事務所

		<p>u 旭土木事務所長所属は請求者へ特例などと開示等決定期間延長通知を出しているが、既に平成 26, 27, 28, 29 年中の開示請求文書の期限が 700 日を経過した。各文書に対する決定通知の開示。並びに各文書の写しの開示を求める。</p>					
121	2831	<p>(1) u 旭土木事務所長所属 は請求者へ特例などと開示等決定期間延長通知を出しているが、既に平成 26, 27, 28, 29 年中の開示請求文書の期限が 700 日を経過した。各文書に対する決定通知の開示。並びに各文書の写しの開示を求める。</p> <p>(2) 実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第 19 条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第 22 条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成 28 年 8 月 1 日付請求分 2 件の審査請求書未処理の不作为がある。進捗確認のため請求書の閲覧開示を求める。</p> <p>(3) 実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第 19 条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第 22 条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成 29 年 3 月 17 日付請求分 3 件の審査請求書未処理の不作为がある。進捗確認のため請求書の閲覧開示を求める。</p> <p>(4) 実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第 19 条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第 22 条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成 29 年 6 月 19 日付請求分 2 件の審査請求書未処理の不作为がある。進捗確認のため請求書の閲覧開示を求める。</p>	R 元. 12. 10	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R3. 2. 10	旭区 旭土木事務所

	<p>(5) 実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第 19 条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第 22 条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成 29 年 6 月 23 日付請求分 3 件の審査請求書未処理の不作为がある。進捗確認のため請求書の閲覧開示を求める。</p> <p>(6) 実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第 19 条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第 22 条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成 29 年 6 月 21 日付請求分 8 件の審査請求書未処理の不作为がある。進捗確認のため請求書の閲覧開示を求める。</p> <p>(7) 実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第 19 条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第 22 条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成 29 年 6 月 29 日付請求分 3 件の審査請求書未処理の不作为がある。進捗確認のため請求書の閲覧開示を求める。</p> <p>(8) 実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第 19 条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第 22 条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成 29 年 8 月 21 日付請求分 18 件の審査請求書未処理の不作为がある。進捗確認のため請求書の閲覧開示を求める。</p> <p>(9) 実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第 19 条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第 22 条第 1 項に規定する横浜市情報公</p>					
--	---	--	--	--	--	--

	<p>開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成 29 年 9 月 4 日付請求分 1 件の審査請求書未処理の不作为がある。進捗確認のため請求書の閲覧開示を求める。</p> <p>(10)</p> <p>実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第 19 条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第 22 条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成 29 年 9 月 19 日付請求分 8 件の審査請求書未処理の不作为がある。進捗確認のため請求書の閲覧開示を求める。</p> <p>(11)</p> <p>実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第 19 条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第 22 条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成 29 年 9 月 25 日付請求分 38 件の審査請求書未処理の不作为がある。進捗確認のため請求書の閲覧開示を求める。</p> <p>(12)</p> <p>実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第 19 条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第 22 条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成 29 年 11 月 6 日付請求分 1 件の審査請求書未処理の不作为がある。進捗確認のため請求書の閲覧開示を求める。</p> <p>(13)</p> <p>実施機関（旭土木事務所）は、審査会への諮問等第 19 条では、審査請求があった時は、審査庁は遅滞なく第 22 条第 1 項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの条例に反し、請求者が請求した平成 29 年 11 月 29 日付請求分 6 件の審査請求書未処理の不作为がある。進捗確認のため請求書の閲覧開示を求める。</p>					
--	--	--	--	--	--	--

122	2832	旭土木事務所 所長室で開示された文書（番号 218-10 号）と平成 10 年 7 月 31 日付で前所有者と協議し道路になったと言われる現況地とに整合性が無い。場所が表示された公図の開示。	R2. 3. 16	非開示 (権利濫用)	条例第 5 条 第 3 項	R3. 2. 10	旭区 旭土木事務所
-----	------	---	-----------	---------------	------------------	-----------	--------------

別表2 本件審査請求に係る諮問の報告日、諮問書及び弁明書の写し受理日ほか

答申番号	諮問に係る文書番号	諮問書及び弁明書の写し受理日	審査請求人の意見書受理日
	諮問の報告第一部会	諮問の報告第二部会	諮問の報告第三部会
答申第2711号	平成30年度建建指第2184号	平成31年3月6日	平成31年4月2日
	平成31年4月16日 第326回	平成31年4月26日 第357回	平成31年4月15日 第246回
答申第2712号	平成30年度建建指第2336号	平成31年3月18日	平成31年3月29日
	平成31年4月16日 第326回	平成31年4月26日 第357回	平成31年4月15日 第246回
答申第2713号	平成30年度道道調第1570号	平成31年3月25日	平成31年4月5日
	平成31年4月16日 第326回	平成31年4月26日 第357回	平成31年4月15日 第246回
答申第2714号	平成30年度道道調第1571号	平成31年3月25日	平成31年4月8日
	平成31年4月16日 第326回	平成31年4月26日 第357回	平成31年4月15日 第246回
答申第2715号	令和元年度環創地第10号	平成31年4月12日	
	令和元年5月24日 第327回	令和元年5月31日 第359回	令和元年5月23日 第247回
答申第2716号	令和元年度建情第99号	平成31年4月19日	令和元年5月15日
	令和元年5月24日 第327回	令和元年5月31日 第359回	令和元年5月23日 第247回
答申第2717号	令和元年度建建指第85号	平成31年4月19日	令和元年5月15日
	令和元年5月24日 第327回	令和元年5月31日 第359回	令和元年5月23日 第247回
答申第2718号	令和元年度建建指第86号	平成31年4月19日	令和元年5月15日
	令和元年5月24日 第327回	令和元年5月31日 第359回	令和元年5月23日 第247回
答申第2719号	令和元年度建建指第87号	平成31年4月19日	令和元年5月15日
	令和元年5月24日 第327回	令和元年5月31日 第359回	令和元年5月23日 第247回

答申第2720号	令和元年度建指第88号	平成31年4月19日	令和元年5月15日
	令和元年5月24日 第327回	令和元年5月31日 第359回	令和元年5月23日 第247回
答申第2721号	令和元年度道道調第29号	平成31年4月22日	平成31年4月24日
	令和元年5月24日 第327回	令和元年5月31日 第359回	令和元年5月23日 第247回
答申第2722号	令和元年度道路第1458号	平成31年4月23日	令和元年5月15日
	令和元年5月24日 第327回	令和元年5月31日 第359回	令和元年5月23日 第247回
答申第2723号	令和元年度道路第1461号	平成31年4月23日	令和元年5月15日
	令和元年5月24日 第327回	令和元年5月31日 第359回	令和元年5月23日 第247回
答申第2724号	令和元年度建情第158号	平成31年4月25日	令和元年5月15日
	令和元年5月24日 第327回	令和元年5月31日 第359回	令和元年5月23日 第247回
答申第2725号	令和元年度建情第159号	平成31年4月25日	令和元年5月15日
	令和元年5月24日 第327回	令和元年5月31日 第359回	令和元年5月23日 第247回
答申第2726号	令和元年度道総第104号	平成31年4月26日	令和元年5月15日
	令和元年5月24日 第327回	令和元年5月31日 第359回	令和元年5月23日 第247回
答申第2727号	令和元年度道路第86号	令和元年5月8日	令和元年5月24日
	令和元年6月21日 第328回	令和元年6月28日 第361回	令和元年6月20日 第248回
答申第2728号	令和元年度建指第166号	令和元年5月10日	令和元年5月30日
	令和元年6月21日 第328回	令和元年6月28日 第361回	令和元年6月20日 第248回
答申第2729号	令和元年度建指第167号	令和元年5月10日	令和元年5月31日
	令和元年6月21日 第328回	令和元年6月28日 第361回	令和元年6月20日 第248回

答申第2730号	令和元年度道路第193号	令和元年 5 月 30 日	令和元年 6 月 17 日
	令和元年 6 月 21 日 第328回	令和元年 6 月 28 日 第361回	令和元年 6 月 20 日 第248回
答申第2731号	令和元年度道路第194号	令和元年 5 月 30 日	令和元年 6 月 17 日
	令和元年 6 月 21 日 第328回	令和元年 6 月 28 日 第361回	令和元年 6 月 20 日 第248回
答申第2732号	令和元年度環創地第83号	令和元年 6 月 4 日	令和元年 6 月 19 日
	令和元年 7 月 23 日 第329回	令和元年 7 月 26 日 第363回	令和元年 7 月 18 日 第249回
答申第2733号	令和元年度環創地第84号	令和元年 6 月 4 日	令和元年 6 月 19 日
	令和元年 7 月 23 日 第329回	令和元年 7 月 26 日 第363回	令和元年 7 月 18 日 第249回
答申第2734号	令和元年度建情第355号	令和元年 6 月 11 日	令和元年 6 月 14 日
	令和元年 7 月 23 日 第329回	令和元年 7 月 26 日 第363回	令和元年 7 月 18 日 第249回
答申第2735号	令和元年度建情第321号	令和元年 6 月 11 日	令和元年 6 月 17 日
	令和元年 7 月 23 日 第329回	令和元年 7 月 26 日 第363回	令和元年 7 月 18 日 第249回
答申第2736号	令和元年度建建指第317号	令和元年 6 月 14 日	令和元年 6 月 26 日
	令和元年 7 月 23 日 第329回	令和元年 7 月 26 日 第363回	令和元年 7 月 18 日 第249回
答申第2737号	令和元年度建建指第318号	令和元年 6 月 14 日	令和元年 6 月 27 日
	令和元年 7 月 23 日 第329回	令和元年 7 月 26 日 第363回	令和元年 7 月 18 日 第249回
答申第2738号	令和元年度建建指第319号	令和元年 6 月 14 日	令和元年 6 月 27 日
	令和元年 7 月 23 日 第329回	令和元年 7 月 26 日 第363回	令和元年 7 月 18 日 第249回
答申第2739号	令和元年度環創地第114号	令和元年 6 月 26 日	令和元年 7 月 8 日
	令和元年 7 月 23 日 第329回	令和元年 7 月 26 日 第363回	令和元年 7 月 18 日 第249回

答申第2740号	令和元年度道路第270号	令和元年7月3日	令和元年7月8日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2741号	令和元年度道路第324号	令和元年7月3日	令和元年7月8日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2742号	令和元年度環創地第139号	令和元年7月4日	令和元年7月8日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2743号	令和元年度道総第367号	令和元年7月4日	令和元年7月10日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2744号	令和元年度道総第368号	令和元年7月4日	令和元年7月12日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2745号	令和元年度道総第369号	令和元年7月4日	令和元年7月12日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2746号	令和元年度道総第370号	令和元年7月4日	令和元年7月12日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2747号	令和元年度道総第371号	令和元年7月4日	令和元年7月12日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2748号	令和元年度建情第560号	令和元年7月8日	令和元年7月12日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2749号	令和元年度建情第582号	令和元年7月10日	令和元年7月12日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回

答申第2750号	令和元年度建指第536号	令和元年7月10日	令和元年7月17日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2751号	令和元年度建指第602号	令和元年7月16日	令和元年7月22日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2752号	令和元年度建情第619号	令和元年7月18日	令和元年7月22日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2753号	令和元年度道路第372号	令和元年7月24日	令和元年8月9日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2754号	令和元年度道路第382号	令和元年7月24日	令和元年8月9日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2755号	令和元年度環創地第162号	令和元年7月24日	令和元年8月9日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2756号	令和元年度環創地第163号	令和元年7月24日	令和元年8月9日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2757号	令和元年度道総第495号	令和元年7月26日	令和元年8月9日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2758号	令和元年度道総第496号	令和元年7月26日	令和元年8月9日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2759号	令和元年度建情第690号	令和元年7月30日	令和元年8月9日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回

答申第2760号	令和元年度道道調第421号	令和元年7月31日	令和元年8月9日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2761号	令和元年度建建指第689号	令和元年7月31日	令和元年8月9日
	令和元年8月27日 第330回	令和元年8月23日 第364回	令和元年8月22日 第250回
答申第2762号	令和元年度道道調第483号	令和元年8月9日	令和元年8月9日
	令和元年9月24日 第331回	令和元年9月27日 第366回	令和元年9月19日 第251回
答申第2763号	令和元年度道道調第484号	令和元年8月9日	令和元年8月9日
	令和元年9月24日 第331回	令和元年9月27日 第366回	令和元年9月19日 第251回
答申第2764号	令和元年度建建指第724号	令和元年8月9日	令和元年8月21日
	令和元年9月24日 第331回	令和元年9月27日 第366回	令和元年9月19日 第251回
答申第2765号	令和元年度建建指第764号	令和元年8月9日	令和元年8月19日
	令和元年9月24日 第331回	令和元年9月27日 第366回	令和元年9月19日 第251回
答申第2766号	令和元年度建建指第728号	令和元年8月13日	令和元年8月23日
	令和元年9月24日 第331回	令和元年9月27日 第366回	令和元年9月19日 第251回
答申第2767号	令和元年度道路第422号	令和元年8月14日	令和元年8月23日
	令和元年9月24日 第331回	令和元年9月27日 第366回	令和元年9月19日 第251回
答申第2768号	令和元年度建建指第783号	令和元年8月14日	令和元年8月21日
	令和元年9月24日 第331回	令和元年9月27日 第366回	令和元年9月19日 第251回
答申第2769号	令和元年度建建指第824号	令和元年8月15日	令和元年8月29日
	令和元年9月24日 第331回	令和元年9月27日 第366回	令和元年9月19日 第251回

答申第2770号	令和元年度建指第853号	令和元年8月15日	令和元年8月29日
	令和元年9月24日 第331回	令和元年9月27日 第366回	令和元年9月19日 第251回
答申第2771号	令和元年度建情第734号	令和元年8月16日	令和元年8月23日
	令和元年9月24日 第331回	令和元年9月27日 第366回	令和元年9月19日 第251回
答申第2772号	令和元年度道総第546号	令和元年8月16日	令和元年8月21日
	令和元年9月24日 第331回	令和元年9月27日 第366回	令和元年9月19日 第251回
答申第2773号	令和元年度建情第760号	令和元年8月23日	令和元年8月27日
	令和元年9月24日 第331回	令和元年9月27日 第366回	令和元年9月19日 第251回
答申第2774号	令和元年度道総第573号	令和元年8月23日	令和元年8月27日
	令和元年9月24日 第331回	令和元年9月27日 第366回	令和元年9月19日 第251回
答申第2775号	令和元年度道道調第521号	令和元年8月23日	令和元年8月29日
	令和元年9月24日 第331回	令和元年9月27日 第366回	令和元年9月19日 第251回
答申第2776号	令和元年度建指第879号	令和元年8月29日	令和元年9月5日
	令和元年9月24日 第331回	令和元年9月27日 第366回	令和元年9月19日 第251回
答申第2777号	令和元年度建指第880号	令和元年8月29日	令和元年9月6日
	令和元年9月24日 第331回	令和元年9月27日 第366回	令和元年9月19日 第251回
答申第2778号	令和元年度環創地第211号	令和元年9月6日	令和元年9月11日
	令和元年10月29日 第332回	令和元年10月25日 第368回	令和元年10月17日 第252回
答申第2779号	令和元年度道路第490号	令和元年9月9日	令和元年9月13日
	令和元年10月29日 第332回	令和元年10月25日 第368回	令和元年10月17日 第252回

答申第2780号	令和元年度建指第1003号	令和元年9月13日	令和元年9月20日
	令和元年10月29日 第332回	令和元年10月25日 第368回	令和元年10月17日 第252回
答申第2781号	令和元年度建情第962号	令和元年9月24日	令和元年9月27日
	令和元年10月29日 第332回	令和元年10月25日 第368回	令和元年10月17日 第252回
答申第2782号	令和元年度建情第1001号	令和元年9月30日	令和元年10月7日
	令和元年10月29日 第332回	令和元年10月25日 第368回	令和元年10月17日 第252回
答申第2783号	令和元年度道総第766号	令和元年10月3日	令和元年10月15日
	令和元年12月3日 第333回	令和元年11月22日 第370回	令和元年11月18日 第253回
答申第2784号	令和元年度道路第596号	令和元年10月7日	令和元年10月15日
	令和元年12月3日 第333回	令和元年11月22日 第370回	令和元年11月18日 第253回
答申第2785号	令和元年度建情第1058号	令和元年10月8日	令和元年10月15日
	令和元年12月3日 第333回	令和元年11月22日 第370回	令和元年11月18日 第253回
答申第2786号	令和元年度建指第1219号	令和元年10月9日	令和元年10月17日
	令和元年12月3日 第333回	令和元年11月22日 第370回	令和元年11月18日 第253回
答申第2787号	令和元年度建情第1090号	令和元年10月15日	令和元年10月18日
	令和元年12月3日 第333回	令和元年11月22日 第370回	令和元年11月18日 第253回
答申第2788号	令和元年度道道調第716号	令和元年10月16日	令和元年10月18日
	令和元年12月3日 第333回	令和元年11月22日 第370回	令和元年11月18日 第253回
答申第2789号	令和元年度道道調第725号	令和元年10月16日	令和元年10月18日
	令和元年12月3日 第333回	令和元年11月22日 第370回	令和元年11月18日 第253回

答申第2790号	令和元年度建情第1126号	令和元年10月17日	令和元年10月18日
	令和元年12月3日 第333回	令和元年11月22日 第370回	令和元年11月18日 第253回
答申第2791号	令和元年度建指第1244号	令和元年10月21日	令和元年10月28日
	令和元年12月3日 第333回	令和元年11月22日 第370回	令和元年11月18日 第253回
答申第2792号	令和元年度道路第627号	令和元年10月23日	令和元年11月5日
	令和元年12月3日 第333回	令和元年11月22日 第370回	令和元年11月18日 第253回
答申第2793号	令和元年度環創地第281号	令和元年10月23日	令和元年11月7日
	令和元年12月3日 第333回	令和元年11月22日 第370回	令和元年11月18日 第253回
答申第2794号	令和元年度道調第739号	令和元年10月23日	令和元年11月11日
	令和元年12月3日 第333回	令和元年11月22日 第370回	令和元年11月18日 第253回
答申第2795号	令和元年度道総第807号	令和元年10月24日	令和元年11月11日
	令和元年12月3日 第333回	令和元年11月22日 第370回	令和元年11月18日 第253回
答申第2796号	令和元年度建指第1352号	令和元年10月24日	令和元年11月25日
	令和元年12月3日 第333回	令和元年11月22日 第370回	令和元年11月18日 第253回
答申第2797号	令和元年度建指第1315号	令和元年10月28日	令和元年11月11日
	令和元年12月3日 第333回	令和元年11月22日 第370回	令和元年11月18日 第253回
答申第2798号	令和元年度建指第1304号	令和元年10月30日	令和元年11月5日
	令和元年12月3日 第333回	令和元年11月22日 第370回	令和元年11月18日 第253回
答申第2799号	令和元年度道路第681号	令和元年10月30日	令和元年11月11日
	令和元年12月3日 第333回	令和元年11月22日 第370回	令和元年11月18日 第253回

答申第2800号	令和元年度建指第1399号	令和元年11月12日	令和元年12月3日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
答申第2801号	令和元年度建指第1278号	令和元年11月13日	令和元年12月3日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
答申第2802号	令和元年度建指第1554号	令和元年11月21日	令和元年12月3日
	令和元年12月17日 第334回	令和元年12月20日 第372回	令和元年12月19日 第254回
答申第2803号	令和元年度環創地第360号	令和元年12月2日	令和元年12月16日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
答申第2804号	令和元年度道路第803号	令和元年12月2日	令和元年12月23日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
答申第2805号	令和元年度建指第1639号	令和元年12月6日	令和元年12月16日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
答申第2806号	令和元年度建指第1727号	令和元年12月16日	令和2年1月14日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
答申第2807号	令和元年度建指第1728号	令和元年12月16日	令和2年1月14日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
答申第2808号	令和元年度環創地第406号	令和元年12月26日	令和2年1月6日
	令和2年1月28日 第335回	令和2年1月24日 第373回	令和2年1月16日 第255回
答申第2809号	令和元年度建指第1873号	令和2年1月14日	令和2年2月19日
	令和2年2月25日 第336回	令和2年2月28日 第375回	令和2年2月20日 第256回

答申第2810号	令和元年度市市情第1424号	令和2年1月24日	令和2年2月17日
	令和2年2月25日 第336回	令和2年2月28日 第375回	令和2年2月20日 第256回
答申第2811号	令和元年度市市情第1500号	令和2年2月6日	令和2年2月17日
	令和2年3月24日 第337回	令和2年3月27日 第377回	令和2年3月17日 第257回
答申第2812号	令和元年度建情第1803号	令和2年2月19日	令和2年3月3日
	令和2年3月24日 第337回	令和2年3月27日 第377回	令和2年3月17日 第257回
答申第2813号	令和元年度旭税第652号	令和2年3月19日	令和2年4月3日
	令和2年8月25日 第340回	令和2年8月26日 第382回	令和2年7月16日 第259回
答申第2814号	令和2年度道路第1号	令和2年4月14日	令和2年5月7日
	令和2年8月25日 第340回	令和2年8月26日 第382回	令和2年7月16日 第259回
答申第2815号	令和2年度道路第99号	令和2年5月22日	令和2年5月28日
	令和2年8月25日 第340回	令和2年8月26日 第382回	令和2年7月16日 第259回
答申第2816号	令和2年度市市情第216号	令和2年6月2日	令和2年6月23日
	令和2年8月25日 第340回	令和2年8月26日 第382回	令和2年7月16日 第259回
答申第2817号	令和2年度旭税第186号	令和2年7月8日	令和2年8月3日
	令和2年8月25日 第340回	令和2年8月26日 第382回	令和2年8月20日 第260回
答申第2818号	令和2年度旭土第30142号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2819号	令和2年度旭土第30143号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回

答申第2820号	令和2年度旭土第30174号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2821号	令和2年度旭土第30176号	令和3年2月5日	令和3年2月12日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2822号	令和2年度旭土第30201号	令和3年2月10日	令和3年2月15日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2823号	令和2年度旭土第30202号	令和3年2月10日	令和3年2月15日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2824号	令和2年度旭土第30203号	令和3年2月10日	令和3年2月15日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2825号	令和2年度旭土第30203号	令和3年2月10日	令和3年2月15日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2826号	令和2年度旭土第30204号	令和3年2月10日	令和3年2月15日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2827号	令和2年度旭土第30205号	令和3年2月10日	令和3年2月15日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2828号	令和2年度旭土第30206号	令和3年2月10日	令和3年2月15日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2829号	令和2年度旭土第30206号	令和3年2月10日	令和3年2月15日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回

答申第2830号	令和2年度旭土第30207号	令和3年2月10日	令和3年2月15日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2831号	令和2年度旭土第30208号	令和3年2月10日	令和3年2月15日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
答申第2832号	令和2年度旭土第157号	令和3年2月10日	令和3年2月15日
	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 3 年 1 2 月 2 日 (第58回制度運用調査部会)	・ 審 議
令 和 4 年 1 月 2 7 日 (第59回制度運用調査部会)	・ 審 議